

第9期
湖南省高齡者福祉計畫・介護保險事業計畫
(素案)

令和5年8月
湖南省

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の方針	2
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	4
5 第9期計画の方向性（国の基本的な考え方）	5
第2章 湖南省の高齢者を取り巻く状況	6
1 統計からみる高齢者の状況	6
2 アンケート調査結果の概要	13
3 日常生活圏域別の状況	15
4 第8期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価・検証	27
5 主な課題	28
第3章 計画の基本理念・基本目標	29
第4章 施策の展開	30
《重点施策》	
重点施策1. 支えあいの地域づくり	30
重点施策2. 地域包括ケアシステムの深化・推進	32
重点施策3. 総合的な認知症ケアの体制づくり	35
重点施策4. 介護人材の確保・育成	38
《基本施策》	
基本施策1. 生きがいつくりと社会参加活動の促進	40
基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進	42
基本施策3. 緊急時・災害時等に係る体制整備	44
基本施策4. 権利擁護の推進	46
基本施策5. 医療と介護の連携	48
基本施策6. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備	50
基本施策7. 介護保険事業の円滑な運営	53
第5章 介護保険事業の見通し	60
1 保険料算定の手順	60
2 被保険者数・認定者の推計	61
3 サービス基盤整備方針	61
4 施設・居住系サービス利用者の推計	61
4-1 居住系サービスの見込み	61
4-2 施設サービスの見込み	61
5 居宅サービス利用者数の推計	61

5-1	居宅サービスの見込み	61
5-2	地域密着型サービスの見込み	62
6	地域支援事業利用者数の推計	62
6-1	介護予防・日常生活支援総合事業の見込み	62
7	介護保険給付費などの見込み	62
7-1	在宅サービス給付費の見込み	62
7-2	施設・居住系サービス給付費の見込み	62
7-3	総給付費及び標準給付費の見込み	62
7-4	地域支援事業費	62
8	第1号被保険者の介護保険料	62
8-1	保険料算定の手順と財源構成	62
8-2	保険料算定に必要な数値	62

第1部 総論

第 1 章 計画策定の方針

1 計画の趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年（2000年）に介護保険制度が創設されてから20年以上が経過し、高齢者の介護を支える制度として定着しました。

令和7年（2025年）には、いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎えることとなり、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和42年（2060年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。

今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを超える地域もあるなど、人口構成の変化や医療・介護ニーズ等の動向が地域ごとに異なります。

国では、こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を検討することが重要であるとしています。

本市では、介護が必要となっても高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの構築を図り、「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省」を基本理念として、高齢者福祉の推進と介護保険の円滑な運営に努めてきました。

第8期計画では、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアの強化や、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な計画とするとともに、施策に関する評価指標を設定することで、計画の進捗管理の充実を図りました。

第9期計画においては、コロナ禍を経て、地域のつながりの希薄化が懸念されているなどの課題を踏まえ、中学校区ごとを生活圏域として地域包括支援センターの設置や重層的支援体制の整備により、これまで以上に身近な地域における相談・支援の体制の強化を図ることが必要となっています。

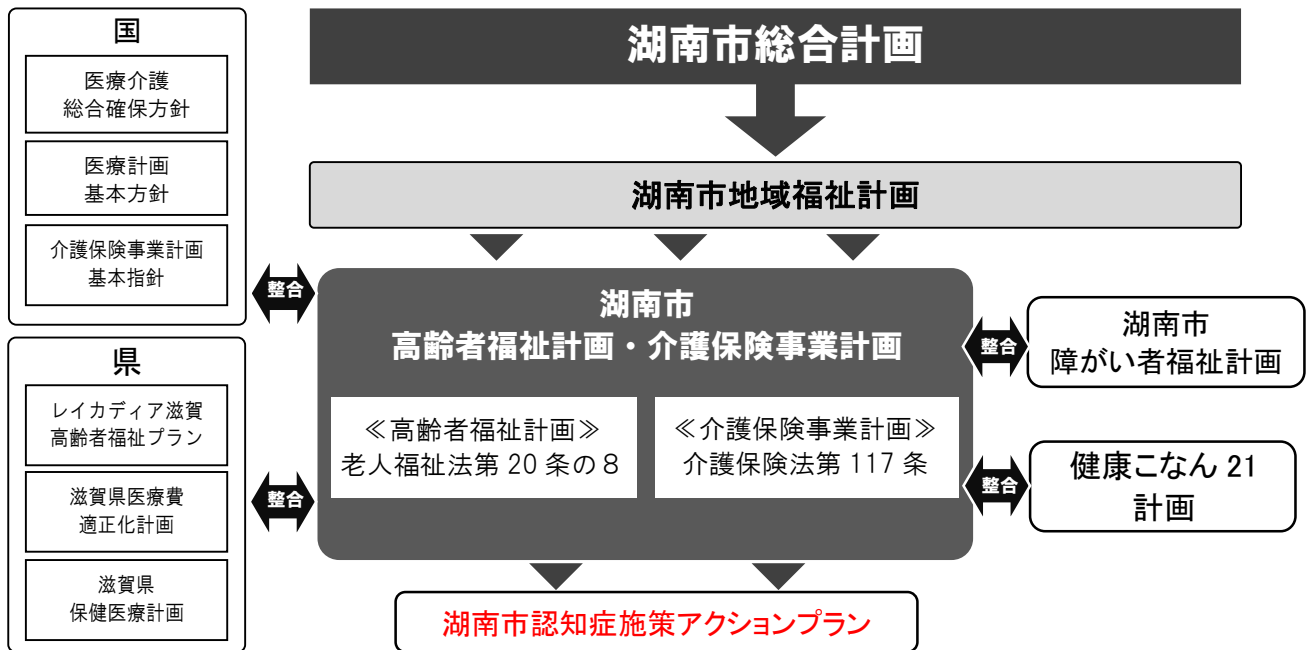
こうした状況を踏まえ、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に取り組みながら、制度の持続可能性を確保していくことができるよう、中長期的な視点に基づく第9期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。

計画の策定にあたっては、「湖南省総合計画」を上位計画として、「湖南省地域福祉計画」等の関連計画と整合を図るものです。

図表 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間と定めます。

また、中長期視点として、本市において介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22年（2040年）を見据えて第9期計画を定めます。

図表 計画の期間

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R17 2035	R22 2040		
計画 期間	第8期			中長期的な視点による施策の検討												
				第9期(本計画)			第10期								第11期	
				団塊の世代が 75歳以上に											団塊の世代が 85歳以上に	

4 計画の策定方法

(1) 湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

本計画は、学識経験者、保健・医療・福祉関係機関及び団体、並びに市民の代表等で構成する「湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者施策に係る幅広い内容について意見を聴きながら検討を重ね、策定を進めました。

(2) 高齢者等実態調査の実施

策定にあたっては、高齢者の日常生活や在宅介護の実態やニーズ、事業所の状況等を把握するため、令和4年度(2022年度)に①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③事業所調査を実施しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者：市内に居住する65歳以上の要介護認定者以外、4,000人

抽出方法：無作為抽出法

調査期間：令和5年(2023年)1月～2月

調査方法：郵送による配布・回収

	配布数(A)	有効回収数(B)	有効回収率(B/A)
配布・回収状況	4,000	2,857	71.4%

② 在宅介護実態調査

調査対象者：市内に居住する、在宅で生活をされている要支援・介護者認定者、1,200人

調査期間：令和5年(2023年)1月～2月

調査方法：郵送による配布・回収

	配布数(A)	有効回収数(B)	有効回収率(B/A)
配布・回収状況	1,200	819	68.3%

③ 事業所調査

調査対象者：市内の介護サービス事業所100件

調査期間：令和5年(2023年)1月～2月

調査方法：郵送による配布・回収

	配布数(A)	有効回収数(B)	有効回収率(B/A)
配布・回収状況	100	56	56.0%

(3) 市民の意見等の反映

計画に対する市民からの意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました(予定)。

5 第9期計画の方向性(国の基本的な考え方)

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

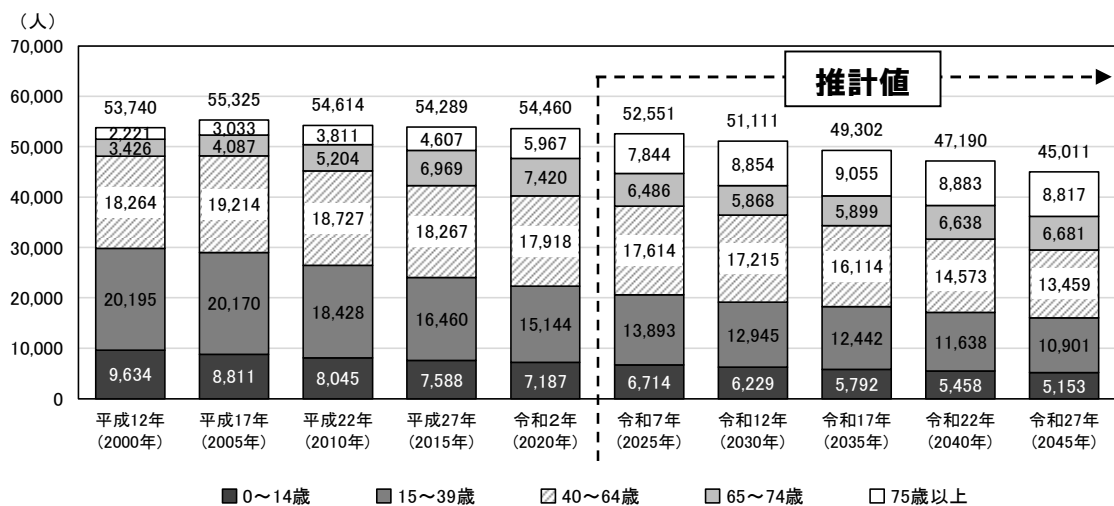
第2章 湖南省の高齢者を取り巻く状況

1 統計からみる高齢者の状況

(1)人口の状況

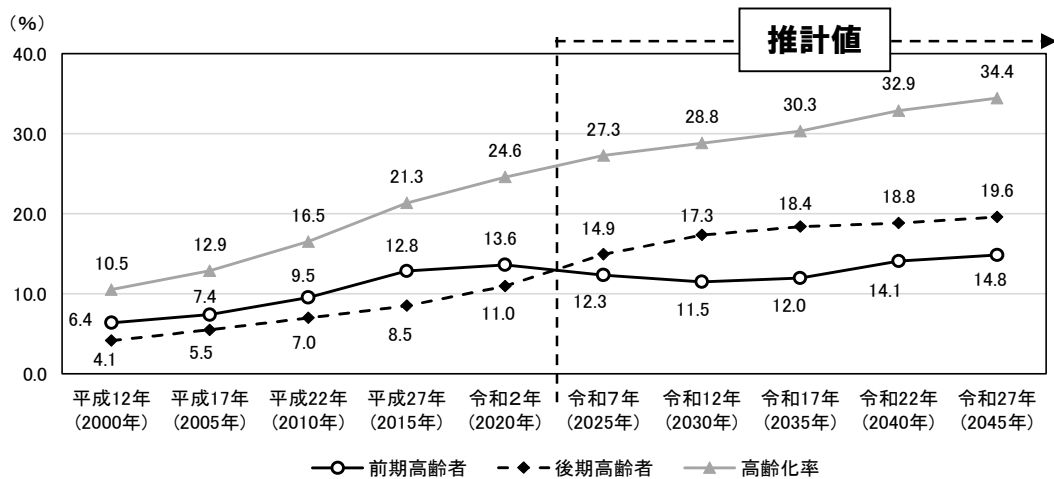
本市の人口は平成17年（2005年）頃をピークに減少に転じている一方、65歳以上の人口は増加が続いており、特に75歳以上の人口は平成12年（2000年）の2,221人から、令和2年（2020年）には5,967人と約2.7倍になっており、令和17年（2035年）には9,055人とピークを迎えると予測されています。また、高齢化率は上昇を続け、令和7年（2025年）以降、前期高齢者よりも後期高齢者の割合の方が高くなることが予測されます。

図表 人口の推移



※総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。
資料：国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2019年)推計)」

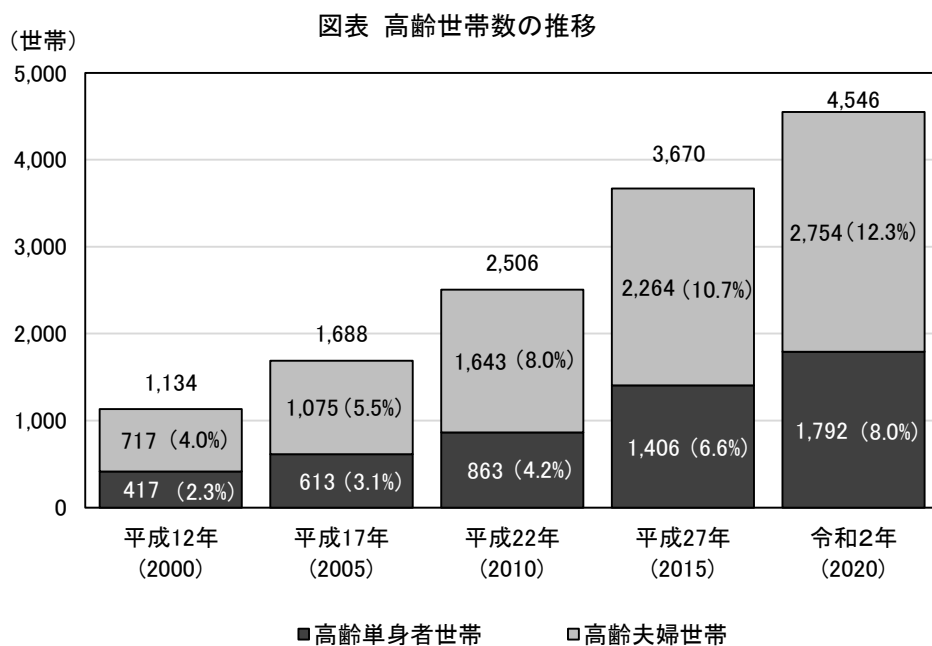
図表 高齢化率の推移



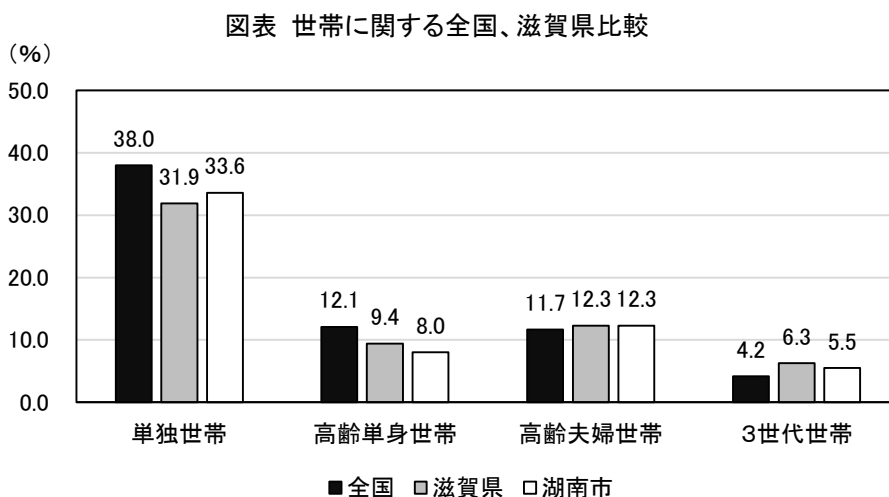
資料：国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2019年)推計)」

(2)世帯の状況

高齢者世帯数の推移をみると、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯（夫65歳以上で妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）ともに増加傾向にあります。全国、滋賀県との比較をみると、本市では一般世帯に占める高齢夫婦世帯の割合が高いものの、単身世帯、高齢単身世帯の割合は比較的低くなっています。



※()内の%は一般世帯に占める割合
資料: 国勢調査



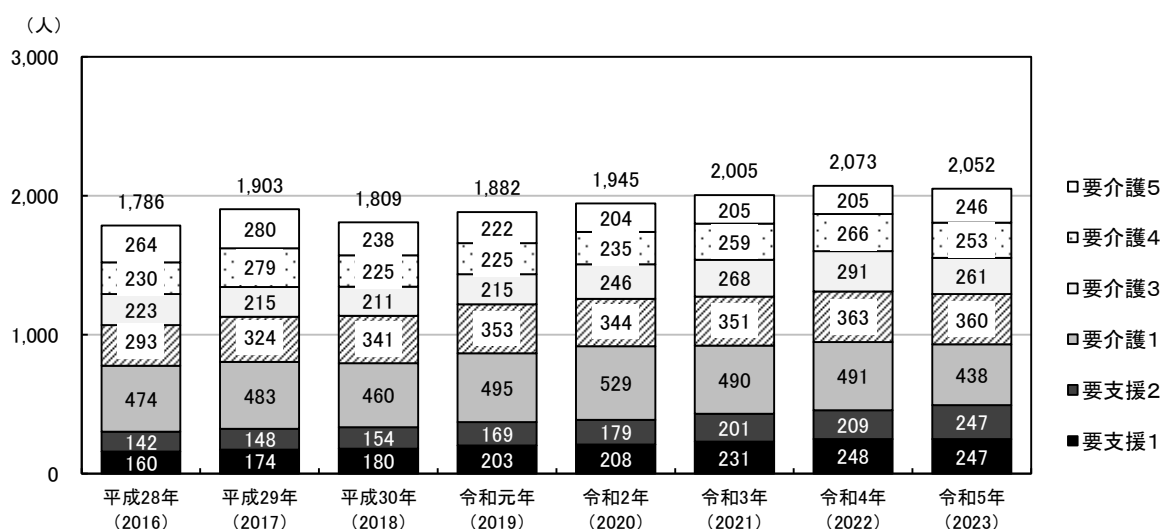
資料: 令和2年国勢調査

(3)要介護等認定者数の状況

本市の要介護認定者数は令和4年（2022年）まで増加を続けていましたが、令和5年（2023年）では減少に転じています。区分別でみると、要支援1と2の軽度者が特に増加しており、平成28年（2016年）から令和5年（2023年）にかけて、それぞれ約1.5倍、1.7倍となっています。

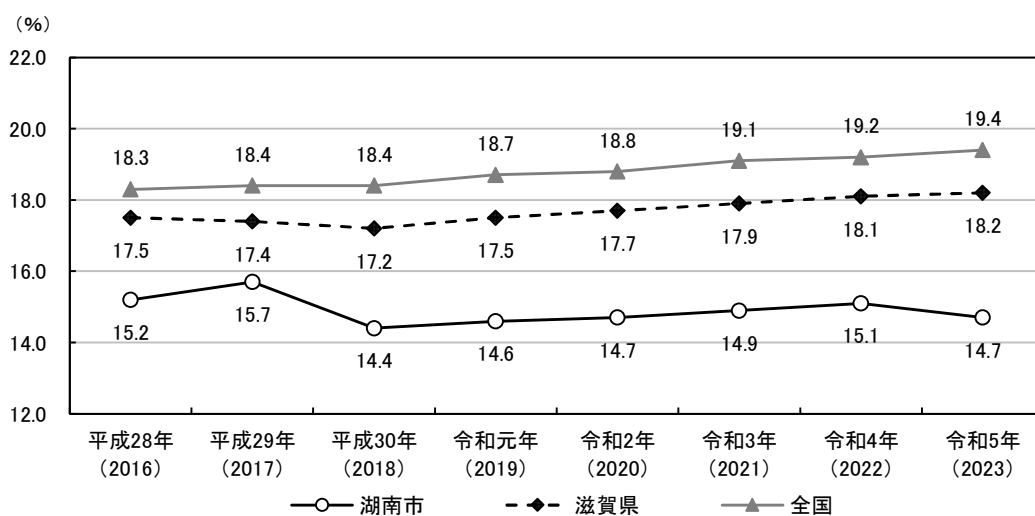
認定率は平成30年（2018年）から微増傾向となっていました、令和5年（2023年）に減少に転じています。国、滋賀県と比較するといずれの年も湖南市の認定率は低くなっています。

図表 要介護等認定者数の推移



資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム 各年3月末現在

図表 要介護等認定率に関する全国、滋賀県比較

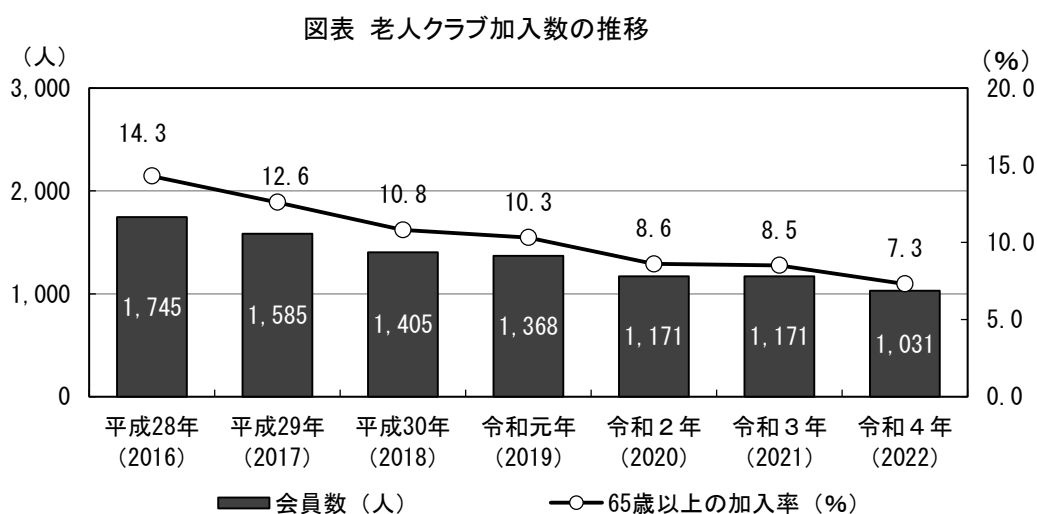


資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム 各年3月末現在

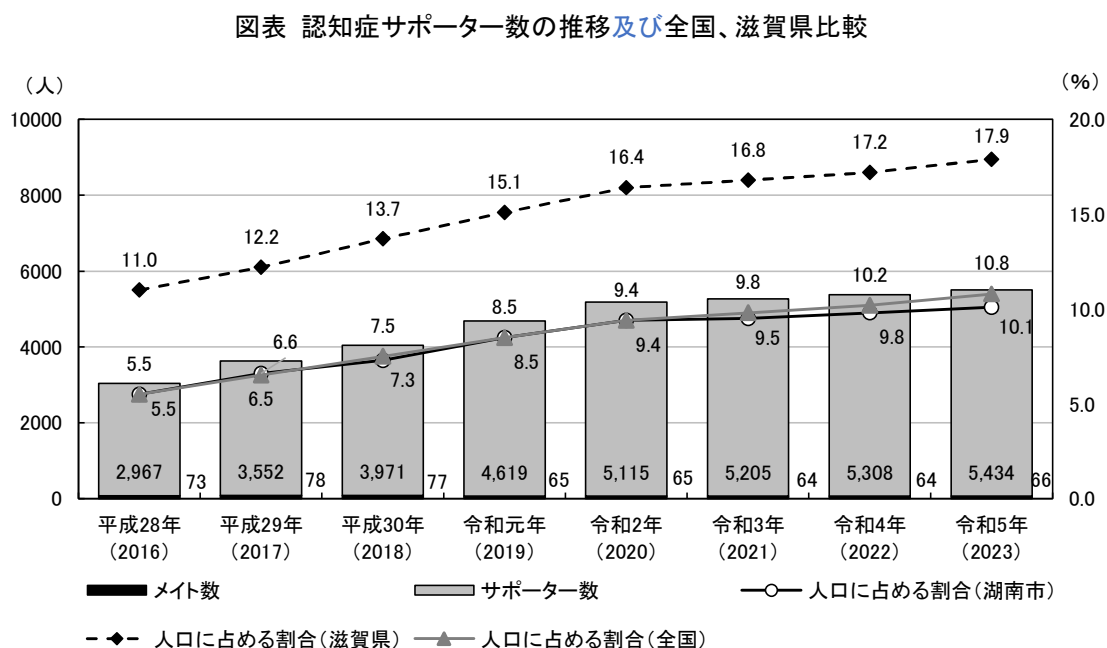
(4)地域福祉活動の状況

本市の老人クラブ加入数は減少傾向となっています。65歳以上の加入率も減少傾向となっており、令和4年（2022年）では7.3%となっています。

認知症サポーター養成講座の講師を務めるなど、地域のリーダー役となるメイト数は平成30年（2018年）を境に10人程度減少していますが、その後は65人程度で横ばいに推移しています。講座を受けてサポーターと認定された人数は増加傾向となっており、令和5年（2023年）で5,434人となっています。人口に占める割合は滋賀県平均よりも低く、全国平均並みとなっています。



資料：湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画



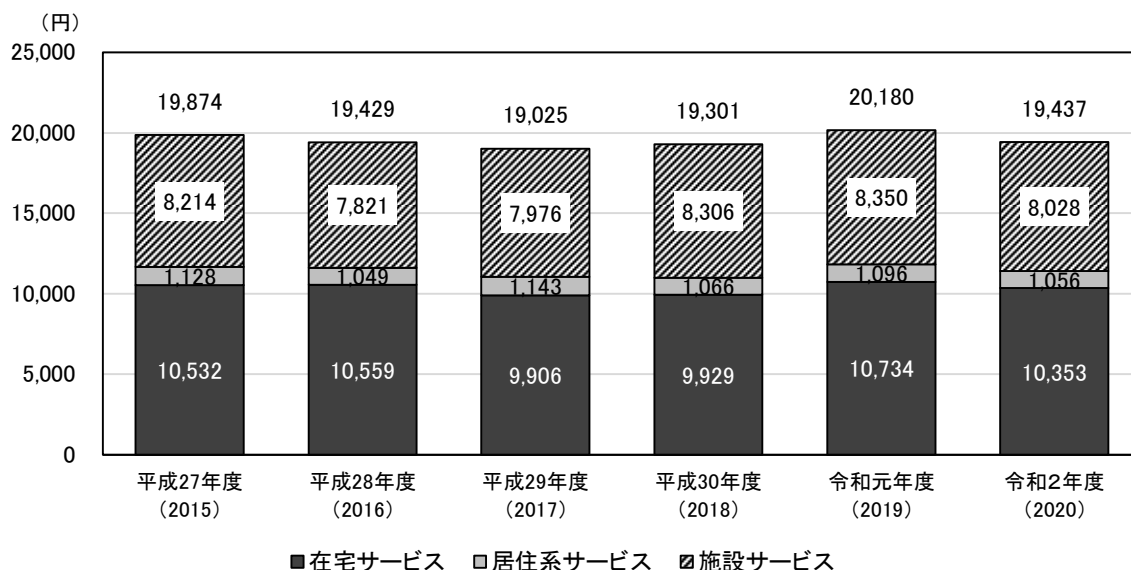
資料：全国キャラバン・メイト連絡協議会 各年3月末現在

(5)介護給付費の状況

第1号被保険者1人あたり給付月額が19,500円前後で横ばいに推移しています。サービス種別にみると、在宅サービスの占める割合が高くなっています。

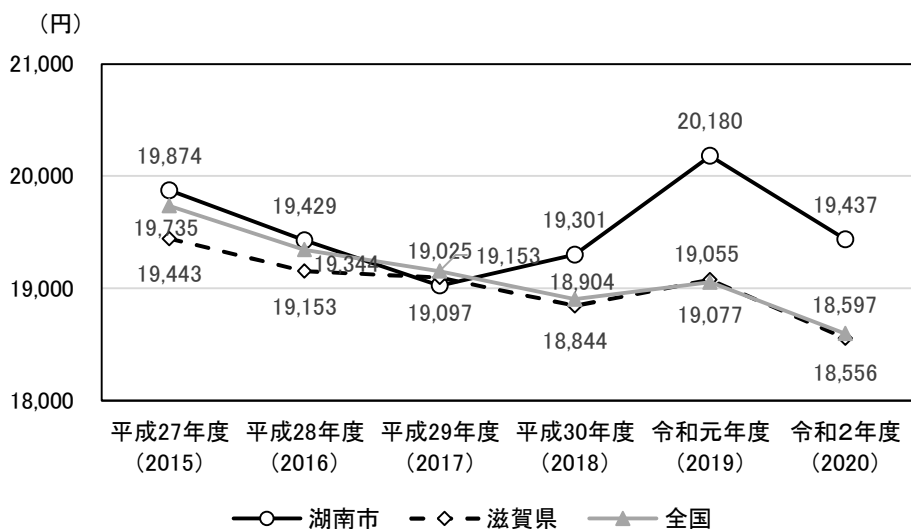
第1号被保険者1人あたり給付月額を全国、滋賀県と比較すると、平成30年（2018年）から全国、滋賀県を上回って推移しています。

図表 サービス種別調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額の推移



※「調整済み」は、「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域別単価」の影響を除外するため、全国一律の場合として算出した数値
資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

図表 第1号被保険者1人1月あたり給付月額に関する全国、滋賀県比較



※「調整済み」は、「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域別単価」の影響を除外するため、全国一律の場合として算出した数値
資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

(6)介護サービス別利用状況

利用者数(単位:人)	第8期実績			第8期計画			対計画値の比率		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅サービス									
訪問介護	3,642	3,669		3,804	3,984		95.7%	92.1%	
訪問入浴介護	382	396		480	504		79.6%	78.6%	
訪問看護	3,513	3,583		3,696	3,924		95.0%	91.3%	
訪問リハビリテーション	722	797		852	888		84.7%	89.8%	
居宅療養管理指導	1,527	1,758		1,740	1,812		87.8%	97.0%	
通所介護	4,029	3,943		4,800	5,004		83.9%	78.8%	
地域密着型通所介護	2,368	2,205		2,544	2,712		93.1%	81.3%	
通所リハビリテーション	2,500	2,528		2,628	2,784		95.1%	90.8%	
短期入所生活介護	1,431	1,558		1,440	1,476		99.4%	105.6%	
短期入所療養介護(老健)	200	177		108	108		185.2%	163.9%	
短期入所療養介護(病院等)	0	0		0	0		-	-	
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0		0	0		-	-	
福祉用具貸与	9,473	9,854		9,852	10,236		96.2%	96.3%	
特定福祉用具販売	168	151		156	156		107.7%	96.8%	
住宅改修	158	154		120	120		131.7%	128.3%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12	11		12	12		100.0%	91.7%	
夜間対応型訪問介護	12	12		12	12		100.0%	100.0%	
認知症対応型通所介護	1,008	1,052		1,044	1,092		96.6%	96.3%	
小規模多機能型居宅介護	838	855		900	996		93.1%	85.8%	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0		0	0		-	-	
介護予防支援・居宅介護支援	13,452	13,467		14,208	14,892		94.7%	90.4%	
居住系サービス	618	758		732	804		84.4%	94.3%	
特定施設入居者生活介護	62	76		60	72		103.3%	105.6%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0		0	0		-	-	
認知症対応型共同生活介護	556	682		672	732		82.7%	93.2%	
施設サービス	4,396	4,575		4,260	4,320		103.2%	105.9%	
介護老人福祉施設	1,750	1,988		1,620	1,680		108.0%	118.3%	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	919	914		924	924		99.5%	98.9%	
介護老人保健施設	1,263	1,209		1,200	1,200		105.3%	100.8%	
介護医療院	36	453		36	36		100.0%	1258.3%	
介護療養型医療施設	447	49		480	480		93.1%	10.2%	

資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム(介護サービス、介護予防サービスの合算)

給付額(単位:千円)	第8期実績			第8期計画			対計画値の比率		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅サービス	1,764,257	1,740,392		1,873,595	1,980,084		92.9%	89.1%	
訪問介護	231,738	228,931		227,495	242,392		100.6%	95.6%	
訪問入浴介護	30,648	28,848		30,929	32,503		93.3%	94.3%	
訪問看護	139,318	135,719		154,850	166,382		87.6%	83.7%	
訪問リハビリテーション	23,178	20,136		20,613	21,647		97.7%	107.1%	
居宅療養管理指導	17,769	15,250		14,976	15,587		101.8%	114.0%	
通所介護	286,580	303,371		338,650	354,437		89.6%	80.9%	
地域密着型通所介護	164,720	169,591		190,430	202,135		89.1%	81.5%	
通所リハビリテーション	114,812	116,997		110,208	115,984		106.2%	99.0%	
短期入所生活介護	110,178	99,440		114,087	117,535		87.2%	93.7%	
短期入所療養介護(老健)	14,660	17,719		9,927	10,078		178.5%	145.5%	
短期入所療養介護(病院等)	0	0		0	0		-	-	
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0		0	0		-	-	
福祉用具貸与	128,682	119,863		154,461	161,669		77.6%	79.6%	
特定福祉用具販売	3,572	3,886		3,818	3,818		101.8%	93.5%	
住宅改修	12,717	13,043		11,153	11,153		116.9%	114.0%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,146	2,122		3,728	3,730		56.9%	57.5%	
夜間対応型訪問介護	3,229	2,959		2,653	2,655		111.5%	121.6%	
認知症対応型通所介護	121,514	114,286		111,940	113,673		102.1%	106.9%	
小規模多機能型居宅介護	173,003	165,882		180,613	201,198		91.8%	86.0%	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0		0	0		-	-	
介護予防支援・居宅介護支援	185,794	182,347		193,064	203,508		94.4%	91.3%	
居住系サービス	198,426	162,052		197,813	216,145		81.9%	91.8%	
特定施設入居者生活介護	16,144	11,488		10,511	12,622		109.3%	127.9%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0		0	0		-	-	
認知症対応型共同生活介護	182,282	150,564		187,302	203,523		80.4%	89.6%	
施設サービス	1,344,231	1,271,175		1,229,145	1,245,708		103.4%	107.9%	
介護老人福祉施設	540,606	468,452		435,241	451,364		107.6%	119.8%	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	276,481	274,126		268,382	268,530		102.1%	103.0%	
介護老人保健施設	350,931	363,739		340,885	341,074		106.7%	102.9%	
介護医療院	163,105	13,741		14,087	14,095		97.5%	1157.2%	
介護療養型医療施設	13,108	151,116		170,550	170,645		88.6%	7.7%	

資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム(介護サービス、介護予防サービスの合算)

2 アンケート調査結果の概要

※関連する調査結果のグラフについて、資料編に掲載予定

(1)つながりの希薄化について

- 家族構成について、一人暮らしは、ニーズ調査で 13.2%、在宅介護実態調査で 22.6% であり、令和元年度在宅介護実態調査と比べると、10.7 ポイント増加しており、支援を必要としている要支援・要介護認定者で一人暮らしの方が多い傾向がみられます。
- ニーズ調査では、友人の家を訪ねているか、友人の相談にのっているかでは、女性の方が「はい」の割合が高い一方、病人を見舞うことができるかでは男性の方が「はい」の割合が高く、圏域別でみると「石部中学校圏域」で若干低くなっています。男性では交友関係が希薄である点、女性では移動手段の確保が難しい点などがうかがえます。
- ニーズ調査では、「趣味がある」は 69.7%となっている一方で、「生きがいがある」が 53.0%にとどまっています。生きがいの内容を見ると、「子ども、孫の成長」や「家族との生活」などが多くなっており、一人暮らし高齢者が増加傾向にある中で、自分自身が生きがいを感じられることを見つけることが必要であることがうかがえます。
- ニーズ調査では、会・グループ、社会参加活動等への参加状況について、「町内会・自治会」等の割合が高く、身近な地域における活動への参加が多いことがうかがえます。また、「収入のある仕事」も 12.6%となっており、高齢期の仕事についても検討が必要です。
- ニーズ調査では、地域活動への参加意向として、「是非参加したい」「参加してもよい」の合計は5割を超えており、参加のきっかけづくりが必要であることがうかがえます。
- ニーズ調査では、家族や友人・知人以外の相談相手について、「そのような人はいない」の割合が 35.8%と最も高くなっており、要介護認定を受けていない人や年齢が若いほど「そのような人はいない」の割合が高くなっています。身近な相談場所、相手の確保と周知が必要であることがうかがえます。
- 在宅介護実態調査において家族などがほぼ毎日介護をしている割合は 42.9%であり、前回より 11.2 ポイント減少しています。
- ニーズ調査では、会、グループの活動に参加している人ほど、幸福度の平均点(6.96 点)が高くなっています。また、「ボランティアのグループ」「趣味関係のグループ」「学習・教養サークル」などの自主的・主体的に参加していると思われる活動の方が、『参加している』人の幸福度の平均点が高くなっています。

(2)生活圏域ごとの課題や、包括的な支援について

- 介護や介助をしてくれる人について、ニーズ調査では「配偶者」、在宅介護実態調査では「子」が最も高い割合となっているとともに、令和元年度調査に比べどちらも配偶者の割合が減少し子の割合が増加しています。介護者の年齢は在宅介護実態調査で令和元年度調査に比べ 60 歳以上の割合は増加し、67.2%が 60 代以上、36.8%が 70 代以上となっており、老老介護の状況がうかがえ、90 代の親を 60 代の子が介護しているような状況も増えていることが予測されます。
- 在宅介護実態調査では、介護のために仕事を辞めた介護者が約 1 割となっており、前回よりやや減少しています。また、介護者の年齢を見ると 50 代以下が 3 割程度となっています。

- 在宅介護実態調査では、今後充実させるべきサービスについて、「自宅で受けるサービス」が49.5%、「施設（特別養護老人ホームなど）」が38.1%、「制度に関する情報提供」が36.3%、「気軽に相談できる窓口」が33.5%となっています。施設等への入所・入居の検討状況では60.1%が「入所・入居は検討していない」となっており、在宅志向が高いことがうかがえます。
- 在宅介護実態調査では、サービス利用の組み合わせについて、要介護1以上の単身世帯では「訪問系を含む組み合わせ」が高い一方、夫婦のみ世帯やその他世帯では「通所系・短期系のみ」の割合が高くなっています。
- 「地域包括支援センター」への相談経験の有無について、『相談したことがある（「何度も相談している」と「1度相談したことがある」の合計）』は、ニーズ調査では9.6%、在宅介護実態調査では43.9%と大きく差があります。地域包括支援センターについて、要介護状態になる前からのさらなる周知が必要であることがうかがえます。また、ニーズ調査では、圏域別にみると『相談したことがある』は、『日枝中学校圏域』で最も低くなっています。

(3)認知症への対応について

- ニーズ調査では、物忘れの状況について、「物忘れが多いと感じる」が43.5%と令和元年度調査から4.6ポイント上昇しており、日枝中学校圏域で最も高くなっています。「何月何日かわからないことがある」が22.2%となっており、これらの結果から想定される認知症につながるリスクがある人は85歳を超えると急増することがうかがえます。
- 本人や家族、友人・知人に認知症の方がいる割合は9.1%ですが、自由記述においても「認知症になったときの不安」に関する内容が30件と多いことや、在宅介護実態調査において介護者が不安を感じる介護で、「認知症状への対応」が29.8%と、令和元年度調査から4.4ポイント低下していますが、引き続き高くなっています。
一方で認知症に関する相談窓口の認知度はニーズ調査では29.3%にとどまっており、特に日枝中学校圏域で低く、地域包括支援センターの場所や機能を含めて、さらなる周知が必要であることがうかがえます。

(4)介護人材の不足について

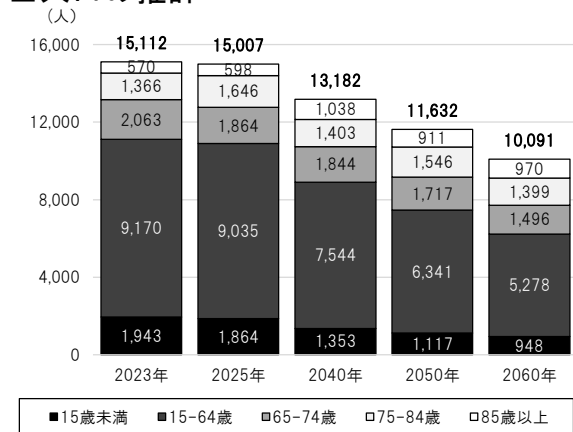
- 事業所調査では、介護人材の確保状況が『確保できてない（「確保できていない」「あまり確保できていない」の合計）』は3割以上となっています。外国人材の活用について「すでに雇用している」と「予定がある」の合計は3割程度となっています。
- 事業所調査では、離職者の平均勤続年数は、1～4年が58%であり、離職理由は、「体力・体調面の問題」や「職場の人間関係」が多くなっており、介護の職場の負担軽減の検討や、定着しやすい職場環境の工夫など、介護保険事業者協議会と連携しながら取り組むことが必要であることがうかがえます。
- 介護人材が不足している理由について、「募集しても応募がない」が9割となっており、人材不足を解消するために必要な取組として、「介護職のイメージアップ」が69%となっており、介護職の魅力発信や職場環境の改善についても検討していくことが必要であることがうかがえます。

3 日常生活圏域別の状況

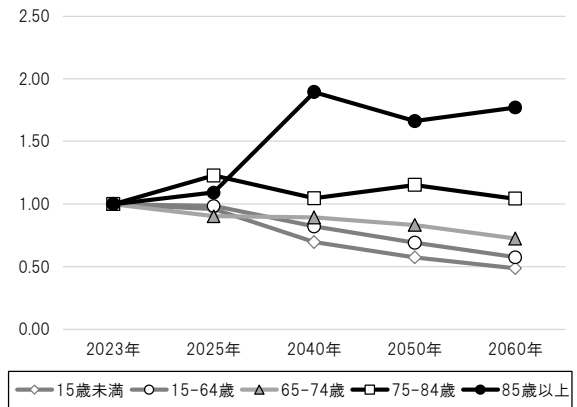
(1) 甲西圏域(甲西中学校区)

① 人口と世帯の推計

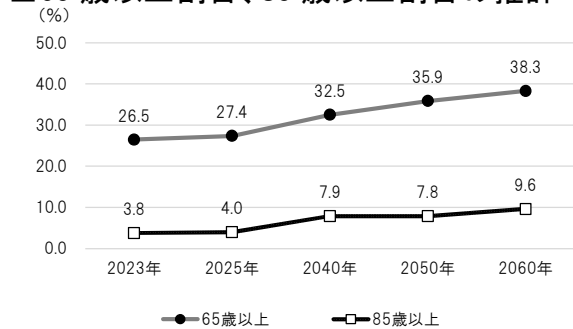
■ 人口の推計



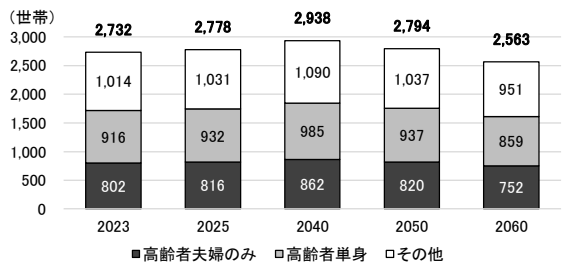
■ 2023年を1.00とした場合の年代別推計



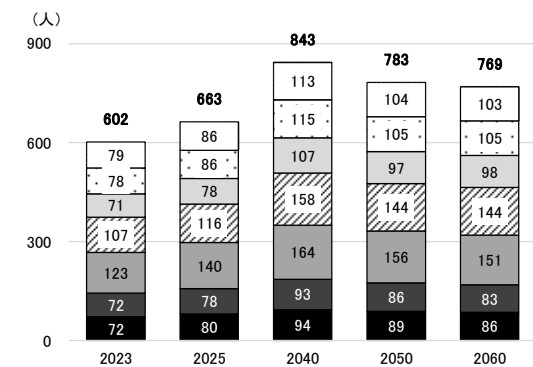
■ 65歳以上割合、85歳以上割合の推計



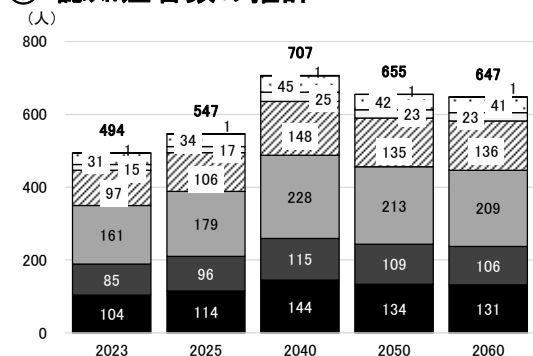
■ 高齢者世帯の推移と推計



② 要支援・要介護認定者数の推計



③ 認知症者数の推計



《資料及び推計方法等》

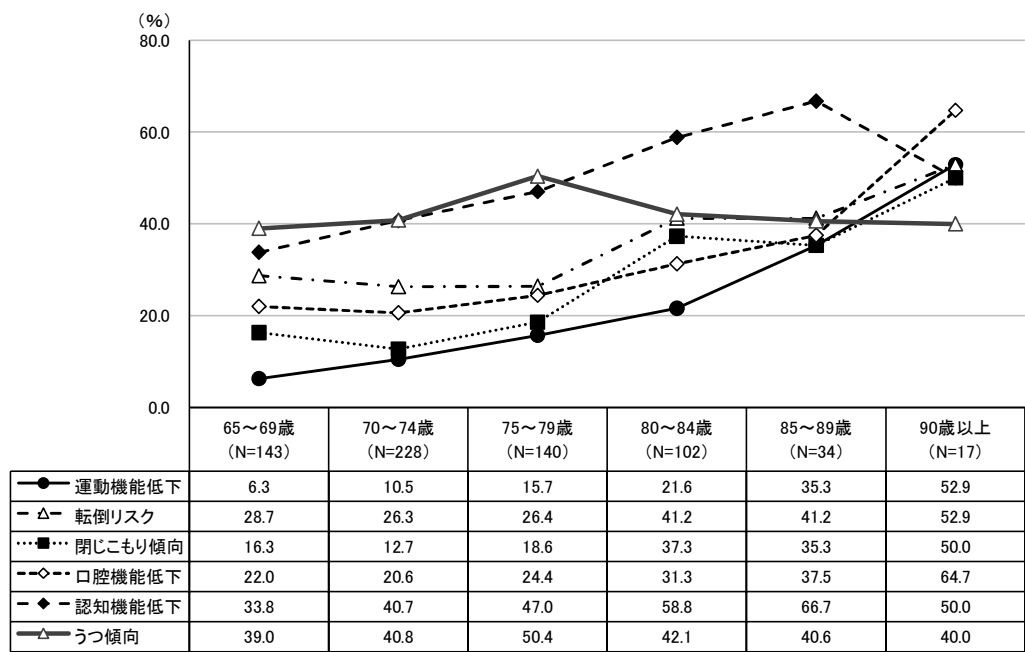
■ いずれも2023年は実績値、以降は推計値。

■ 人口及び世帯数は住民基本台帳、要支援・要介護認定者数及び認知症者数は認定データに基づく数値。

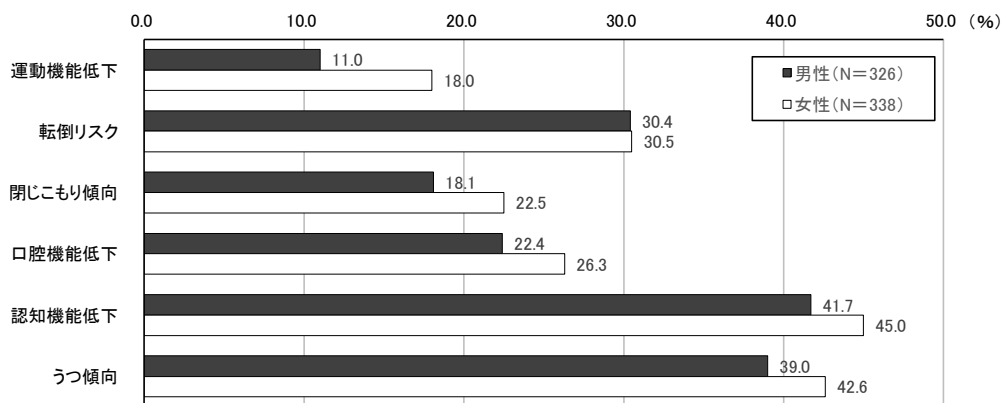
■ 人口推計は2019年～2023年実績を用いたコーホート変化率法により算出。

■ 世帯、認定者、認知症者数の推計は2023年の実績値と高齢者数の推計を用いて推計。

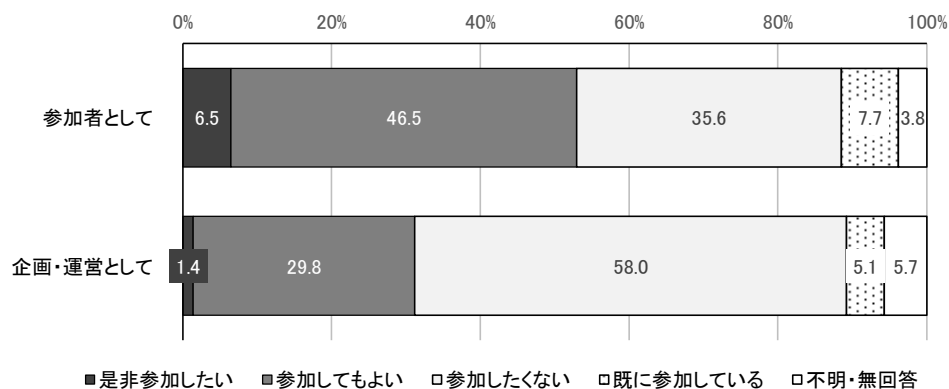
■ニーズ調査におけるリスク分析(年齢別)



■ニーズ調査におけるリスク分析(性別)



■地域活動への参加意向



■ サービス提供事業所の状況

サービス種別	事業所数	サービス種別	事業所数
居宅介護支援	5	認知症対応型通所介護	1
訪問介護	5	小規模多機能居宅介護事業所	1
訪問リハビリテーション	2	介護老人福祉施設	1
通所介護	1	短期入所生活介護	1
通所リハビリテーション	1	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
地域密着型通所介護	2	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2

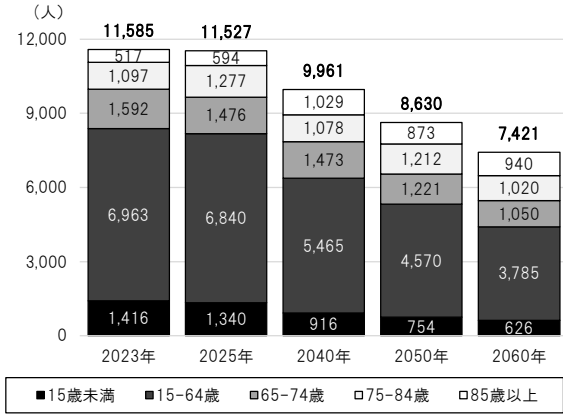
■ 圏域の取組状況と課題

地域の現状と課題	課題への取組状況

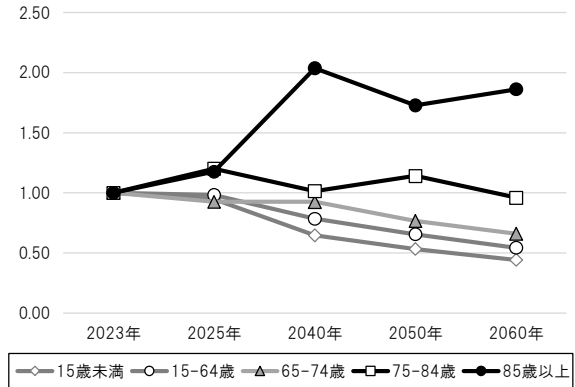
(2) 石部圏域(石部中学校区)

① 人口と世帯の推計

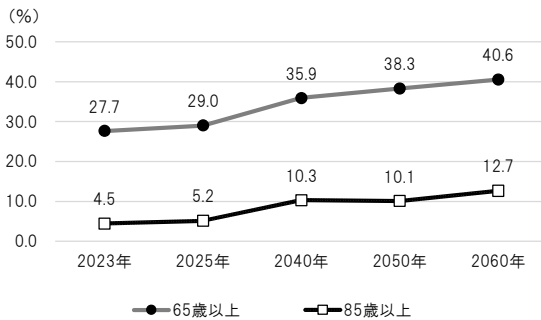
■ 人口の推計



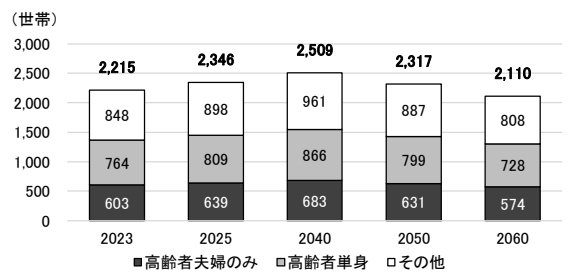
■ 2023年を1.00とした場合の年代別推計



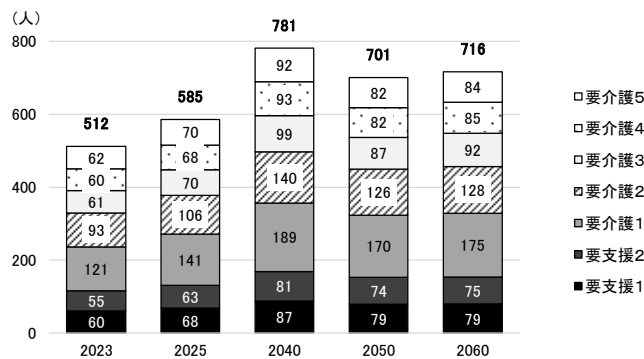
■ 65歳以上割合、85歳以上割合の推計



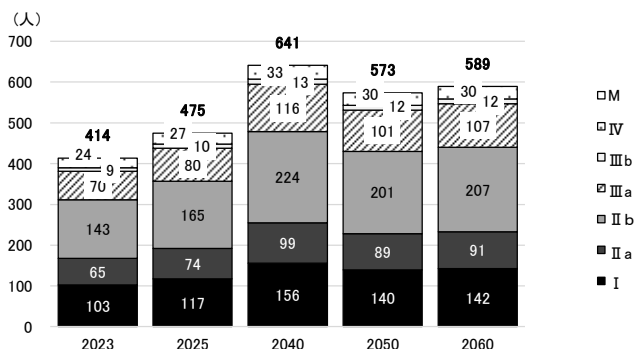
■ 高齢者世帯の推移と推計



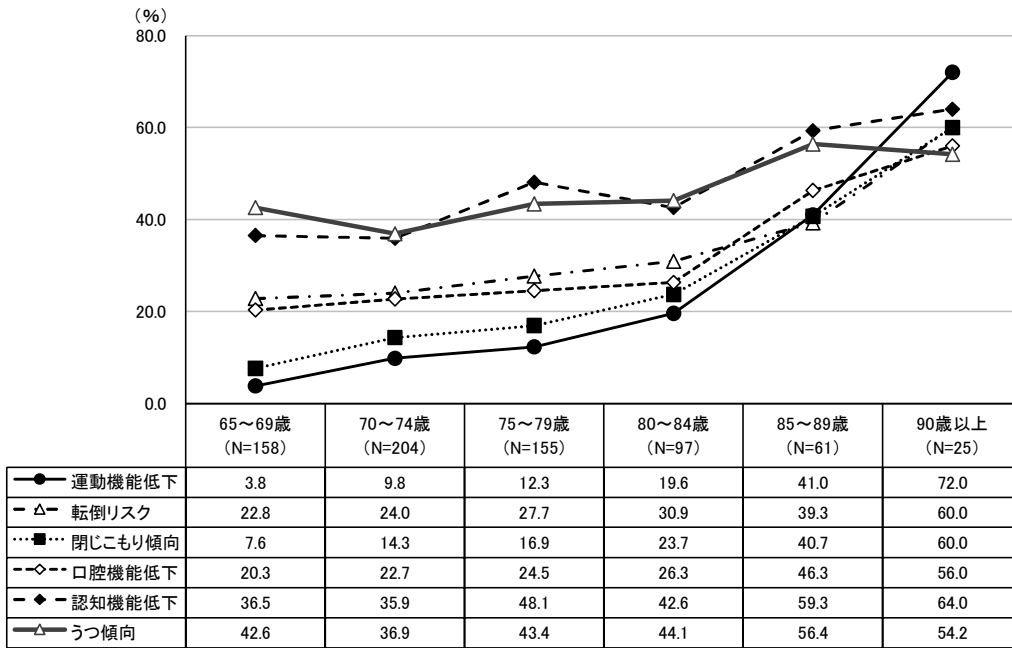
② 要支援・要介護認定者数の推計



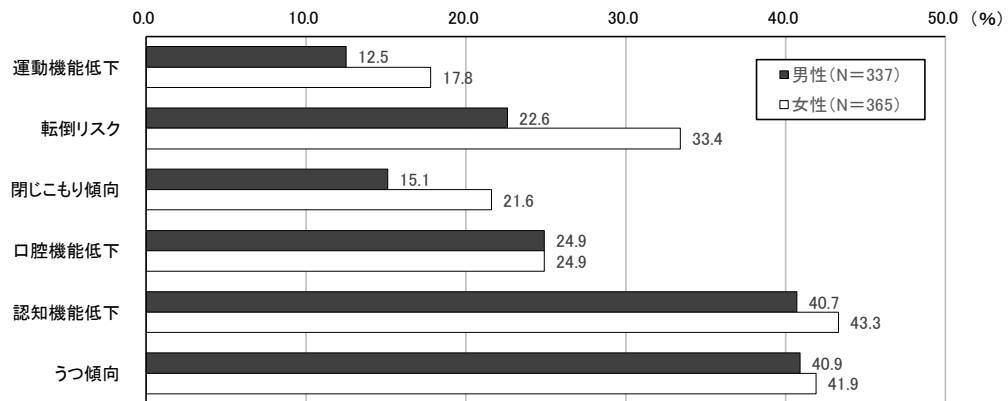
③ 認知症者数の推計



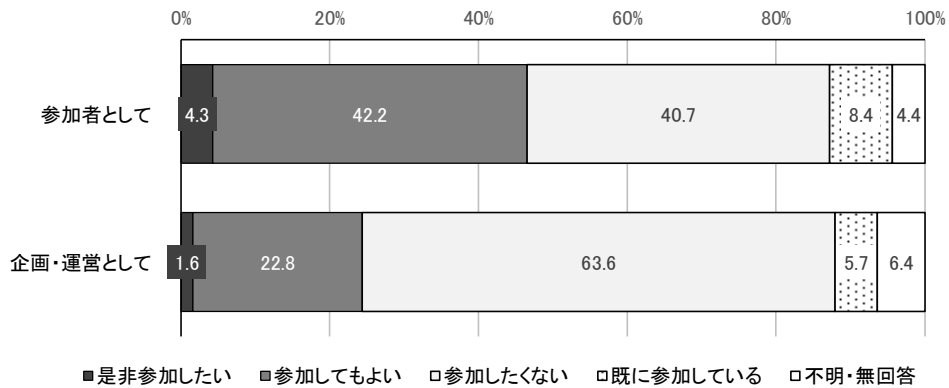
■ニーズ調査におけるリスク分析(年代別)



■ニーズ調査におけるリスク分析(性別)



■地域活動への参加意向



■ サービス提供事業所の状況

サービス種別	事業所数	サービス種別	事業所数
居宅介護支援	2	介護老人福祉施設	1
訪問介護	2	介護老人保健施設	1
通所介護	3	短期入所生活介護	2
通所リハビリテーション	1	短期入所療養介護	1
認知症対応型通所介護	1	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
緩和型通所介護(単独)	2	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1
小規模多機能居宅介護事業所	2		

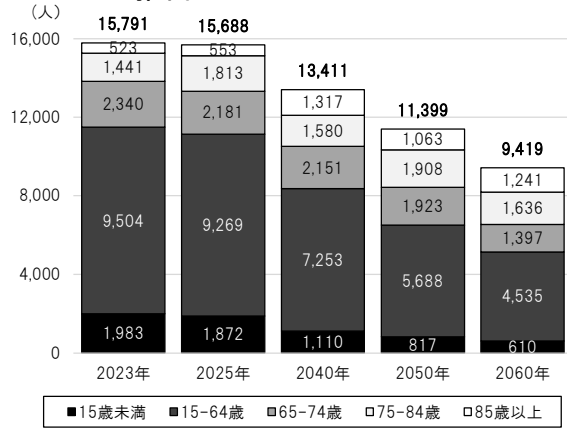
■ 圏域の取組状況と課題

地域の現状と課題	課題への取組状況

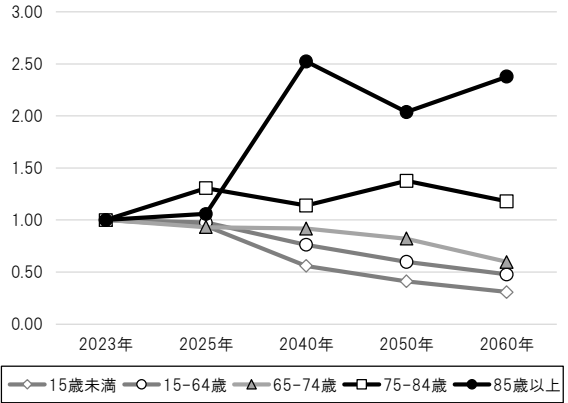
(3) 甲西北圏域(甲西北中学校区)

① 人口と世帯の推計

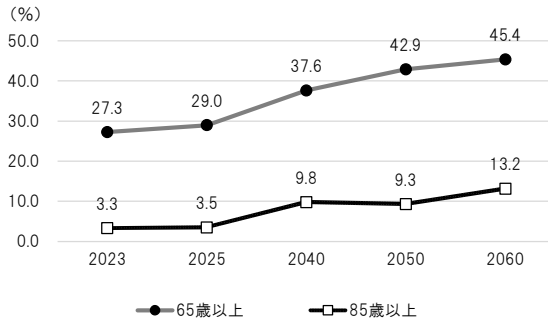
■ 人口の推計



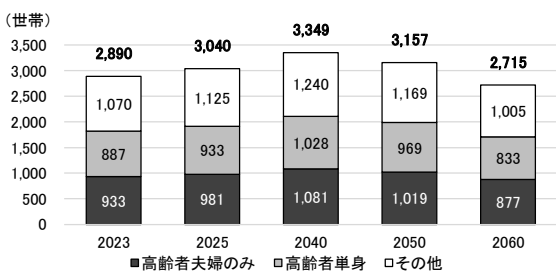
■ 2023 年を1.00 とした場合の年代別推計



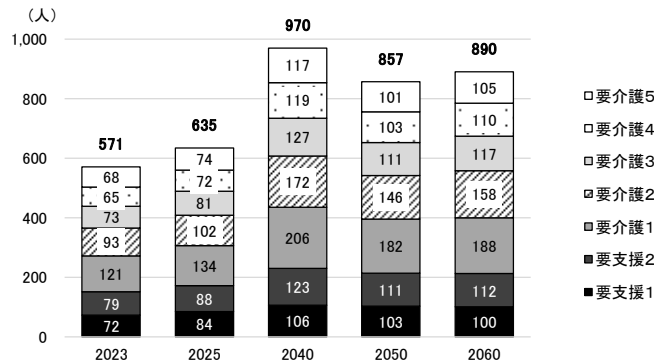
■ 65 歳以上割合、85 歳以上割合の推計



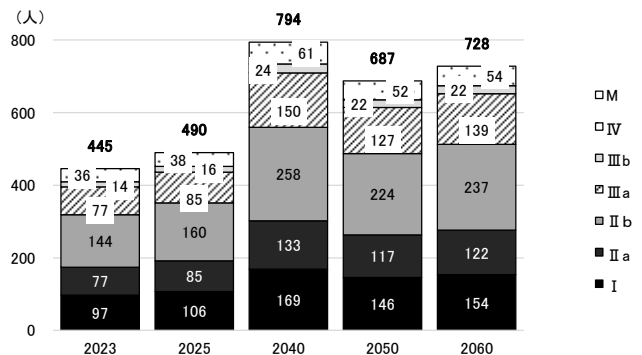
■ 高齢者世帯の推移と推計



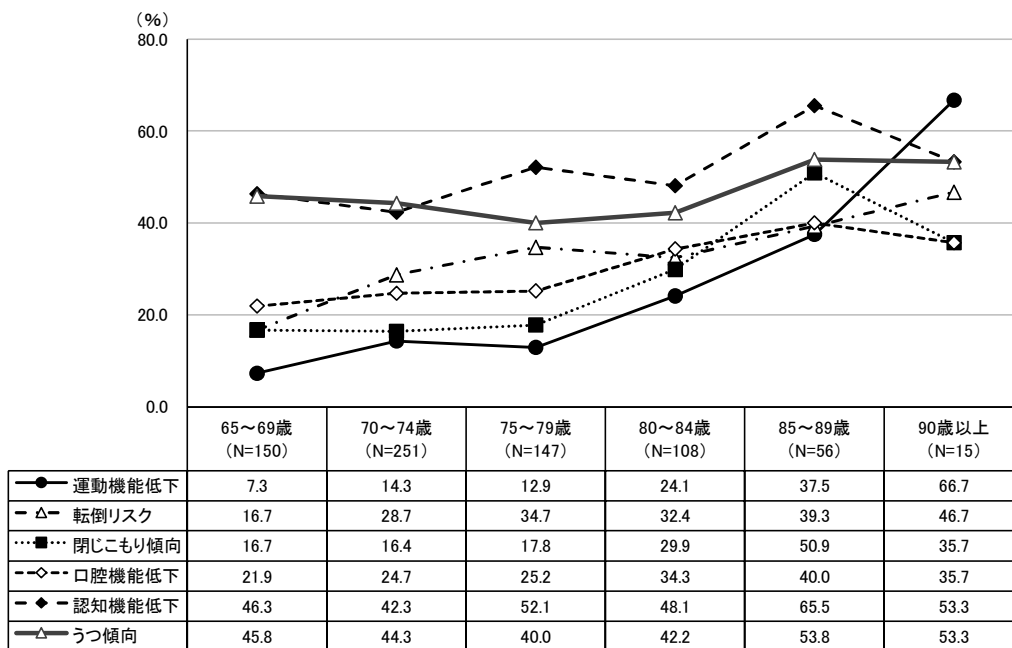
② 要支援・要介護認定者数の推計



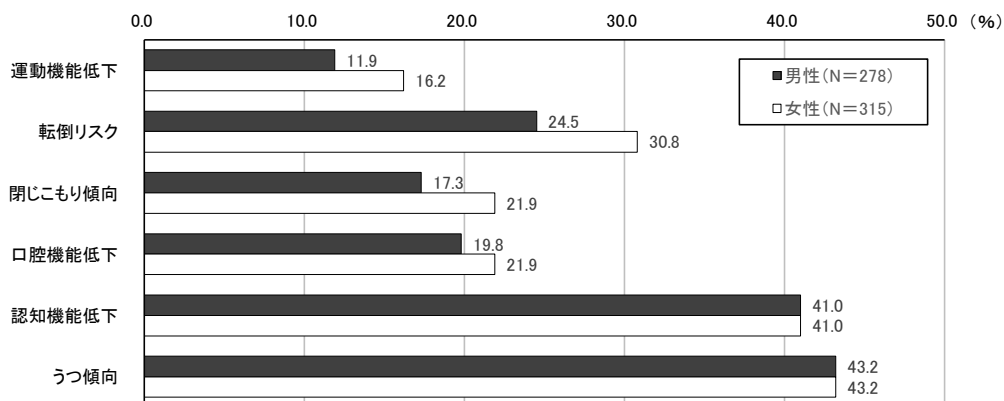
③ 認知症者数の推計



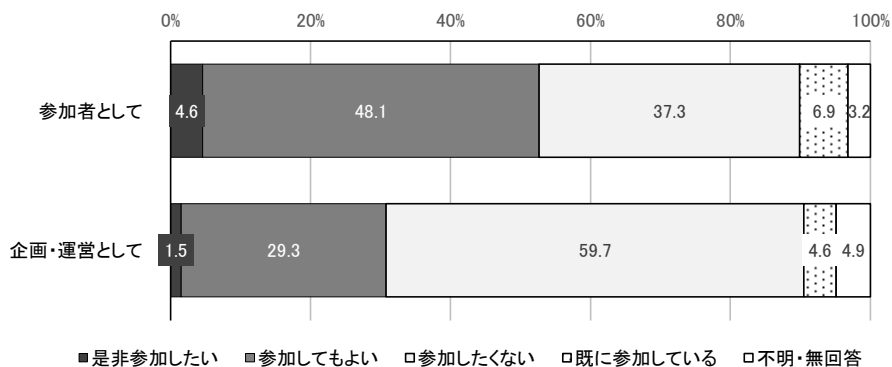
■ニーズ調査におけるリスク分析(年代別)



■ニーズ調査におけるリスク分析(性別)



■地域活動への参加意向



■ サービス提供事業所の状況

サービス種別	事業所数	サービス種別	事業所数
居宅介護支援	2	小規模多機能居宅介護事業所	1
訪問介護	2	介護老人福祉施設	1
訪問看護	3	介護老人保健施設	1
訪問リハビリテーション	1	短期入所生活介護	1
通所介護	2	短期入所療養介護	1
通所リハビリテーション	1	医療介護院	1
地域密着型通所介護	2	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
認知症対応型通所介護	2	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1
緩和型通所介護(単独)	1		

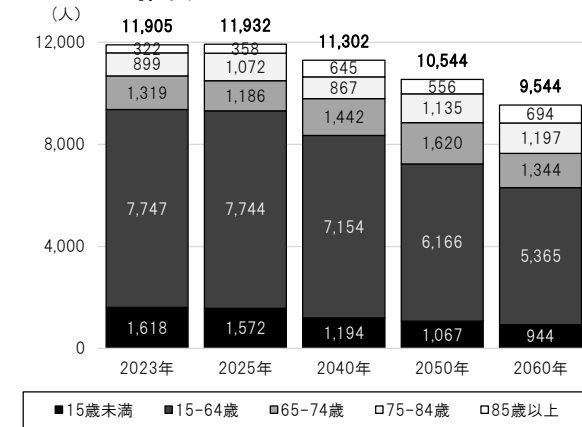
■ 圏域の取組状況と課題

地域の現状と課題	課題への取組状況

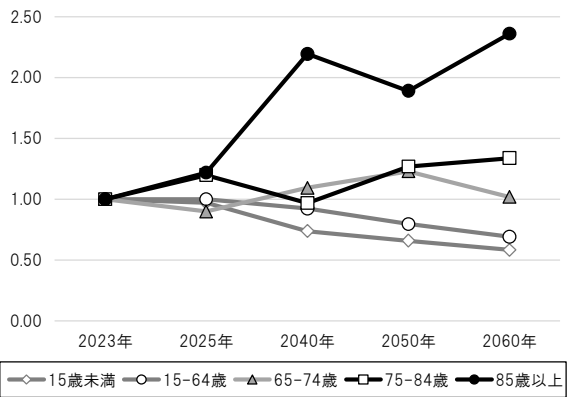
(4)日枝圏域(日枝中学校区)

① 人口と世帯の推計

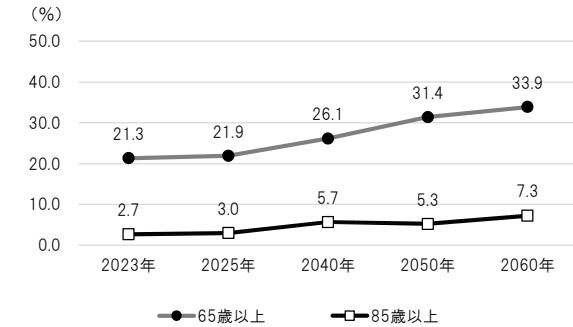
■人口の推計



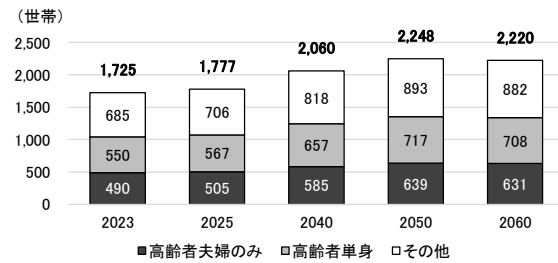
■2023年を1.00とした場合の年代別推計



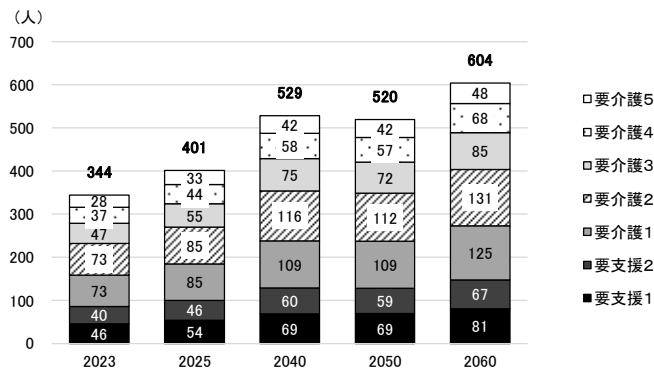
■65歳以上割合、85歳以上割合の推計



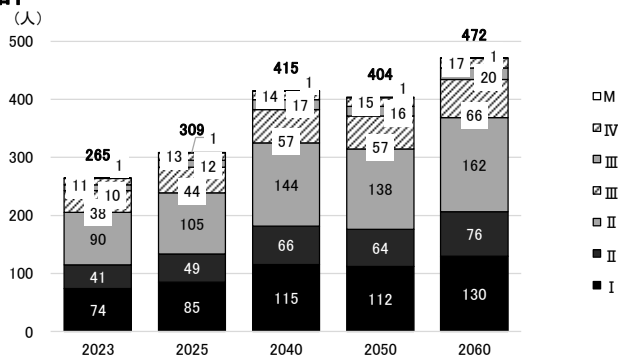
■高齢者世帯の推移と推計



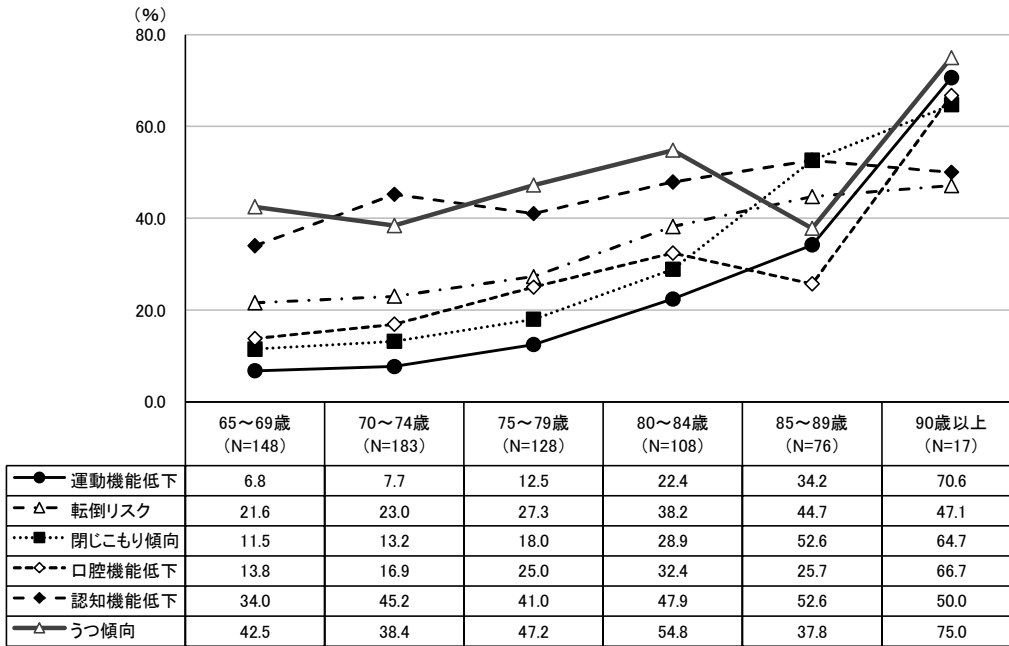
② 要支援・要介護認定者数の推計



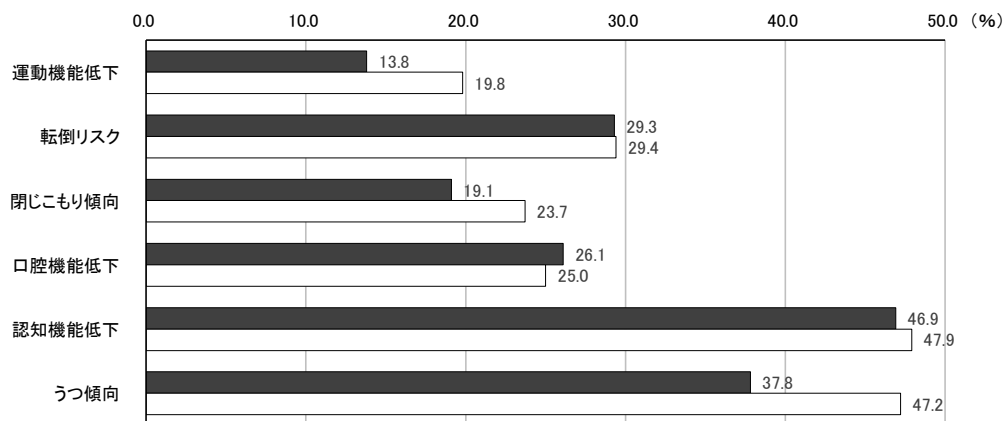
③ 認知症者数の推計



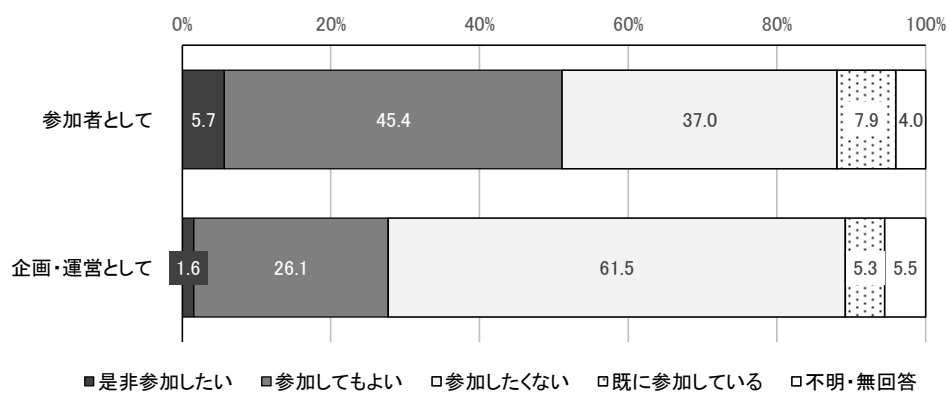
■ニーズ調査におけるリスク分析(年代別)



■ニーズ調査におけるリスク分析(性別)



■地域活動への参加意向



■ サービス提供事業所の状況

サービス種別	事業所数	サービス種別	事業所数
居宅介護支援	1	認知症対応型通所介護	1
訪問介護	2	緩和型通所介護(単独)	1
訪問看護	1	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1
地域密着型通所介護	2		

■ 圏域の取組状況と課題

地域の現状と課題	課題への取組状況

4 第8期湖南省高齡者福祉計画・介護保険事業計画の評価・検証

第8期計画において位置づけた 113 事業のうち、計画通りに「A できた」は 68 事業 (60.2%)、「B どちらともいえない」は 32 事業 (28.3%)、「C できなかった」は 13 事業 (11.5%) となっています。

「C できなかった」事業について、コロナ禍の影響による出前講座や各種研修など実施することが難しかった事業や、医療と介護の連携に関する事業、チェックリストの活用推進に関する事業などが挙げられます。

■ 事業評価結果の一覧

基本目標	A	B	C	合計
I いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち	9	6	0	15
1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進	3	3	0	6
2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進	6	3	0	9
II 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち	38	14	8	60
3. 支えあいの地域づくり	3	2	1	6
4. 緊急時・災害時等に係る体制整備	5	1	0	6
5. 総合的な認知症ケアの体制づくり	10	3	1	14
6. 権利擁護の推進	8	1	1	10
7. 医療と介護の連携	4	2	5	11
8. 地域包括支援センターの機能強化	8	5	0	13
III 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち	21	12	5	38
9. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備	8	8	3	19
10. 介護保険事業の円滑な運営	13	4	2	19
合計	68	32	13	113

※評価基準 A:できた B:どちらともいえない C:できなかった

■ 「C できなかった」事業一覧

基本目標II 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち	基本目標III 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち
<ul style="list-style-type: none"> ■ 外出支援サービス事業 ■ 専門医療機関、認知症サポート医、かかりつけ医との連携 ▲ 区・自治会や企業等への出前健康講座等による権利擁護・虐待予防啓発活動の推進 ■ 在宅医療・介護連携支援コーディネーターによる関係者への相談支援の充実 ▲ 介護職種等を対象とした医療教育に関する研修の実施 ▲ グループワーク等の多職種参加型研修の実施 ▲ 出前講座の実施 ▲ 在宅看取りについての啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問型サービスC(訪問型短期集中予防サービス事業) ■ 介護職人材養成のための支援 ■ 共生型サービスの提供 ■ 国保連合会介護給付適正化システムの活用 ■ チェックリストの活用推進

※「▲」はコロナ禍の影響があった事業

5 主な課題

課題1 地域コミュニティのつながりの希薄化

コロナ禍において交流・参画機会が減少したことを一つの背景として、地域や市民の意識面で、人とのつながりや助けあい・支えあいが薄れていることが懸念されます。

また、地域の中で困難を抱える人が、周囲に支援を求めるなど発信が少ないことや、発信先がわからないことにより、適切な支援につながらないことが課題となっています。

高齢者自身による「自助」、地域や公的支援などの「共助・公助」両面からの力が今後さらに弱体化してしまうおそれがあり、日頃から地域におけるコミュニティ機能の強化や、市民一人ひとりの意識啓発が必要です。

課題2 包括的な支援体制の必要性の高まり

一人暮らし高齢者の増加や、高齢者夫婦による老老介護など、支援を必要とする人や家庭のさらなる増加が予測されます。また、高齢者を介護する世代の介護離職についても社会問題の一つとなっています。

よりきめ細かく、身近な地域において相談や支援につなげることができるよう、生活圏域（中学校区）ごとの違いも考慮しながら、これまで取り組んでいる地域包括推進ケア体制のさらなる充実を図るとともに、高齢者福祉という枠組みにとらわれない包括的・重層的な支援体制の整備が必要です。

課題3 認知症者の増加に対応できる地域づくり

運動機能の低下から閉じこもり状態となり、認知症リスクが高まる85歳以上の人口が増加することが予測される中で、要介護認定者の増加も見込まれます。

介護をする人が不安を感じる介護については「認知症状への対応」が多く、認知症になっても、また、家族に認知症の人がいても適切なサービスや支援を受けながら暮らすことができる地域としていくことが必要です。

さらに、認知症になった際の適切な受診やサービス利用を促すことで、認知症による**介護者の負担**を減少させ、在宅での生活を継続できるようにすることが必要です。

課題4 介護に関わる人材の確保・育成

要支援・要介護認定者の増加に伴い、介護ニーズの増大が予測される中で、事業所では、介護人材が十分に確保できていない状況がうかがえます。介護現場における就業条件の見直しや研修参加の促進による人材育成、外国人、元気な高齢者などを含めた介護サービスに携わる**多様な人材の確保**を図るとともに、地域における**支えあい**などの**インフォーマルなサービス**の担い手となる**人材の確保・育成**が必要です。

第 3 章 計画の基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

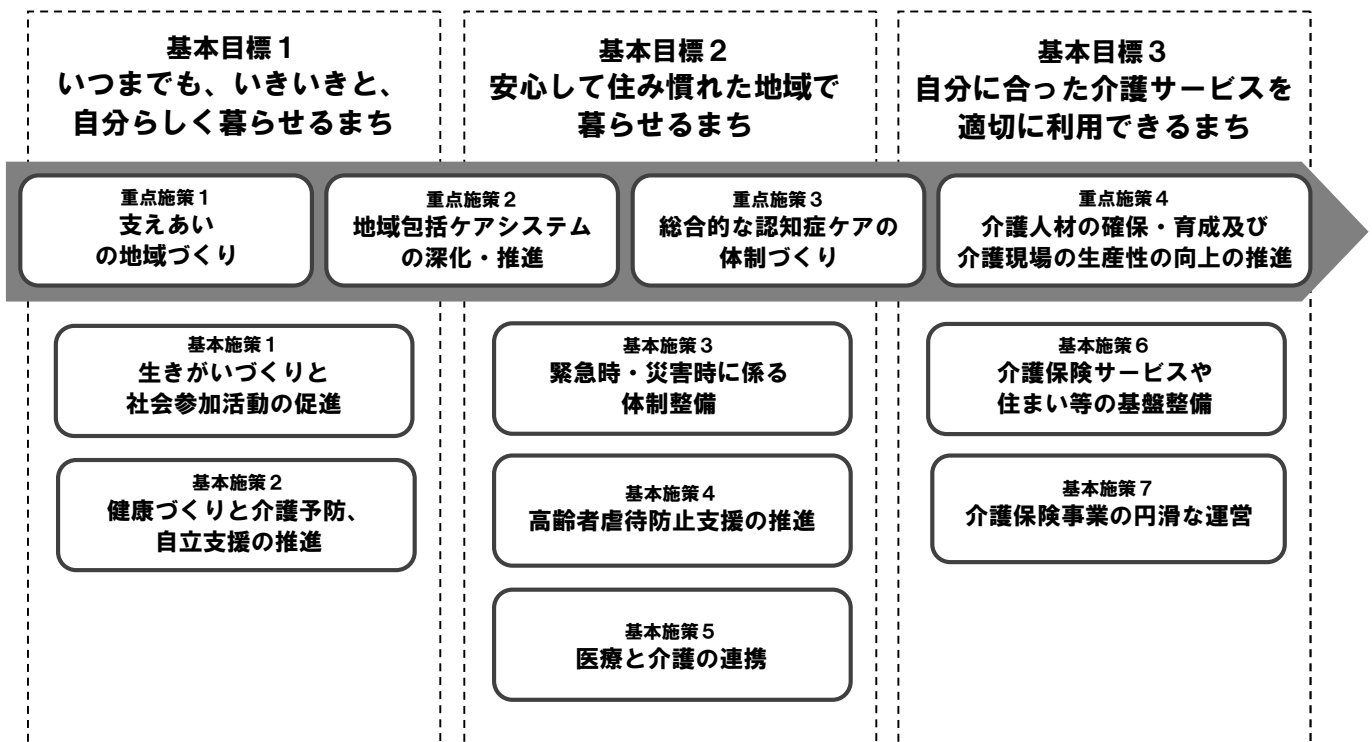
本市では、介護が必要となっても、また高齢者のみの世帯やひとり暮らしであっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。コロナ禍を経て、地域のつながりの希薄化が懸念される中で、本市では中学校区ごとへの地域包括支援センターの設置を予定しているとともに、重層的支援体制の整備により、これまで以上に身近な地域における相談・支援の体制の強化を図ることを目指しています。

高齢者をはじめ、全ての市民が住み慣れた地域でともに支えあいながら、生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進するため、第8期計画から引き続き、本計画の基本理念を「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省」と定めます。

**高齢者がいきいきと自分らしく、
住み慣れた地域で 安心して暮らせるまち 湖南省**

2 基本目標

基本理念に掲げたまちの姿を実現するため、次の3つを基本目標として基本施策を展開するとともに、第9期計画期間において特に重視する課題の解決につながる分野横断的な取組を重点施策として位置づけます。



第4章 施策の展開

重点施策

重点施策1. 支えあいの地域づくり

《施策の進捗を測る指標》

	単位	令和5年実績	令和8年目標
週1回以上の通いの場への参加率	%		
月1回以上の通いの場への参加率	%		

《施策に関する主な課題と取組の方向性》

① 多様な主体による生活支援サービスの創出

《主な課題》

- 地域での取組状況の格差を防ぐため、取り組まれている内容の情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた地域課題や目標設定・共有などの支援が必要
- 第1層（全市）、第2層（小学校区）、第3層（個別サービス）各段階でのコーディネーターが互いに連携した取組が必要
- 地域の誰もが支えあい活動に関心を持ち、協力できる仕組みが必要

《取組の方向性》

i 地域支えあい推進員の活動の深化

- 第2層地域支えあい推進員を第1層が指導・助言する体制の整備や、各推進員が研修を受ける機会を持つことで、地域全体を見渡し、事業をプロデュースする力を養います。

ii 地域支えあい推進会議の充実

- 広く地域住民を巻き込みながら地域課題の解決につなげることができるよう、柔軟な会議開催の支援を行います。

iii 生活圏域ごとの生活支援体制づくり（生活支援体制整備事業）

- 生活支援・介護予防サービスやインフォーマルサービスなどにより、生活支援体制の充実を図ることができるよう、市民が地域活動に協力しやすい仕組みづくりを行います。

iv 生活圏域ごとの課題に応じた事業の推進

- 生活圏域ごとの課題に応じた取組につなげることができるよう、地域資源に関する情報共有を行います。

② 生活支援サービスの充実

《主な課題》

- 認知症者や高齢者のみの世帯の増加などを踏まえ、見守りや家事支援などの生活支援サービスの立ち上げにおいて、元気な高齢者や世代を問わず市民自らが生活支援の担い手として活躍する体制が必要

《取組の方向性》

i 様々な生活支援サービスなどを通じた高齢者の見守り

- 様々な生活支援サービスなど、高齢者との接点を持つことができる事業を通じたひとり暮らし高齢者等の見守りを行います。

ii 市民等が担い手となる新たな生活支援サービスの検討

- 地域支えあい推進員などの市民が主体となる新たな生活支援サービスについて検討します。

《市民や地域ができること》

- 身近な地域で、支援を必要とする高齢者への声かけや見守りなど、気軽にできることから支えあいの担い手の一員としての意識を高めていきましょう。

重点施策2. 地域包括ケアシステムの深化・推進

＜施策の進捗を測る指標＞

	単位	令和5年実績	令和8年目標

＜施策に関する主な課題と取組の方向性＞

① 地域包括支援センターの体制整備

＜主な課題＞

- 生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターの質の確保、ならびに体制整備・充実が必要
- 身近な相談しやすい場所への設置や、機会をとらえた相談場所の啓発が必要

＜取組の方向性＞

i 日常生活圏域ごとの地域包括支援センターの周知

- 市内4か所に設置している地域包括支援センターについて、日常生活圏域ごとにおける身近な支援や相談の拠点となるよう、市民に対して場所や機能などの周知を図ります。

ii 地域包括支援センター運営のための専門職の計画的な確保

- 市内4か所に設置している地域包括支援センターにおいて必要となる専門職を確保します。

iii 専門職の積極的な研修会の受講

- 各種研修に係る情報提供や費用助成など、地域包括支援センターの職員の資質向上を支援します。

② 地域包括支援センター業務の着実な執行

＜主な課題＞

- 設置して日が浅く、相談窓口としての認知度が低いとともに、相談後につなげるサービスが不足している。
- 介護予防ケアマネジメントにおいて、インフォーマルな資源の活用と、ケアマネジャーの確保が必要
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援を、各センターで実施する体制に移行することが必要
- 重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが必要

◀取組の方向性▶

i 総合相談事業の充実

- 民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会、地域支えあい推進員との連携を深めるとともに、ホームページなどを活用した地域包括支援センターの周知により、適切な相談支援とその後のサービス利用を促進します。

ii 介護予防ケアマネジメントの推進

- 日常生活圏域ごとの地域包括支援センターへの専門職の配置により、介護予防事業や予防給付が効果的・効率的な提供につながる介護予防ケアマネジメントを実施します。
- 生活支援コーディネーターとの連携や、地域ケア会議とも連動させながら、インフォーマルな地域資源の開発・活用を図ります。

iii 包括的・継続的マネジメント支援

- 居宅介護支援事業者対象の会議について、4つの地域包括支援センターで協力して実施できる体制を確立することで情報交換や資質の向上、事業所間の連携強化を図ります。
- 居宅介護支援事業所などの地域の拠点と連携し、重層的支援体制整備事業等による障がい者福祉や児童福祉などの連携を推進します。
- 属性や世代を問わない包括的な相談支援等を実施します。

iv 生活圏域ごとの地域ケア会議の推進

- 4つの地域包括支援センターにおいて、個別地域ケア会議では多職種協働による個別課題から地域課題の抽出を行い、生活圏域ごとの地域ケア会議ではその課題を共有し解決に向けて協議します。

v 介護予防事業の推進

- 地域からの依頼に応じて、フレイル予防をはじめとした介護予防知識の普及、活動の周知、参加者や支援者の増加、支援者との連携を行います。

vi 生活支援サービスの体制整備

- 地域支えあい推進員の活動を通じた地域資源や課題の把握、協議の場を設置するとともに、課題解決に向けた住民主体の取組やインフォーマルサービスなどの地域資源を創出します。

vii 認知症施策の推進

- 認知症サポーター養成講座の開催や、認知症カフェや相談会、本人ミーティングの開催など本人や家族が認知症についての相談や情報を得るための取組、早期に治療や支援につなげるための相談支援を実施します。
- 認知症ケアパスの見直しを行い、利用できる制度や相談先などについて、わかりやすく位置づけます。

《取組の方向性》

viii 高齢者虐待防止対策の推進

■地域包括支援センターと権利擁護支援センターなどの関係機関との連携により、虐待対応等権利擁護支援を行います。

ix 在宅医療・介護の連携の推進

■在宅医療・介護の連携について、多職種間での連携を行い、現状・課題の把握、適切な対応につなげます。

③ 地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検

《主な課題》

■生活圏域ごとに設置する地域包括支援センターの体制・運営状況について適切に評価を行い、質の平準化に努めることが必要

《取組の方向性》

i PDCAサイクルによる事業評価の実施

■各地域包括支援センターが、事業運営に評価結果が活かせるよう、各事業の目標の達成度及び実施後の効果について検証します。

ii 地域包括支援センター運営協議会への報告と検証

■検証結果を地域包括支援センター運営協議会に報告し、PDCAサイクルによる事業の進捗管理と見直し等を行います。

《市民や地域ができること》

■相談できる場所として地域包括支援センターを確認しましょう。

■知り合いからの介護に関する相談を受けた際には、地域包括支援センターなどの相談窓口を伝え、必要時は相談窓口につなげましょう。

重点施策3. 総合的な認知症ケアの体制づくり

〈施策の進捗を測る指標〉

	単位	令和5年実績	令和8年目標
自分が認知症になったら周りの人に助けをもらいながら自宅での生活を続けたいと思う人の割合	%		

〈施策に関する主な課題と取組の方向性〉

① 認知症の正しい知識の普及啓発

〈主な課題〉

- 世代を問わず認知症についての正しい理解を普及するため、認知症サポーター養成講座の受講促進が必要
- 認知症サポーター養成講座について、若年層・中年層（10～50歳代）が認知症の理解を深めるために、受講につながる呼びかけの工夫が必要



〈取組の方向性〉

i 認知症の理解の啓発と幅広い認知症サポーター養成

- 小中学校や高校、商工会、商店や電気ガス・宅配事業所等に認知症サポーター養成講座を受講してもらうなど、地域における認知症に対する理解を深め、見守り体制の充実を図ります。

ii 市民や企業等への学びの場づくり

- 講演会等を通じた認知症に関する学びの場の確保を行います。
- 商工会などへの働きかけにより、認知症サポーター養成講座の開催や若年性認知症の早期発見に努めるとともに、地域密着型事業所における市民との交流活動を支援します。

iii 認知症ケアパスの普及・啓発

- 認知症サポーター養成講座や地域の学びの場を通じて認知症ケアパスを配布するとともに、認知症地域支援推進員からの情報を取り入れながら適切な見直しを行います。

iv 本人ミーティングによる認知症の人が自分の言葉で語る機会の創出

- 本人が参加しやすい仕組みをつくり、認知症地域支援推進員を中心とした本人ミーティングの実施により、当事者目線での認知症対策に活用します。

②予防と早期対応の仕組づくり

《主な課題》

- 本人ミーティング・認知症カフェ等を充実し、認知症の人又は家族等が孤立することがないように取組が必要
- 早期に相談しやすい仕組み、実態把握、早期介入に向けた積極的な取組が必要
- 本人の状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症の人又はその家族の相談体制を充実させ、医療機関との連携強化に向けた取組が必要



《取組の方向性》

i 認知症初期集中支援チームの活動の推進

- チーム員が自宅を訪問し、相談にのるとともにチーム員と専門医、支援者が支援の方向性を共に検討し、分担して支援します。
- 認知症初期集中支援チーム検討委員会において、利用しやすい運営方法等について検討し、随時改善を図ります。

ii 専門医療機関、サポート医、かかりつけ医との連携

- 県や認知症疾患医療センターとの連携を図り、若年性認知症の人を含む、認知症の人のニーズ把握を実施するとともに、社会参加できる場をつくります。
- 日常生活圏域で実施されるかかりつけ医とサポート医や専門医の連携会議等に協力し、地域包括支援センターとサポート医の連携を深めます。
- 関係機関と連携し認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組を推進します。

iii 認知症予防への取組

- 認知症サポーター養成講座や認知症啓発の場面を通じ、認知症カフェを紹介するとともに、地域包括支援センターがサービス未利用者に介入することで予防につなげます。

③認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進

《主な課題》

- 共生社会に向け、学校やコンビニエンスストア・銀行などの企業との連携が必要
- 若年性認知症についての啓発や相談窓口の周知が必要
- 認知症サポーター協力店について、「認知症サポーターがいるお店」として市民に向けた周知が必要
- チームオレンジの設置が必要
- 湖南省おかえりネットワーク事業について、対象者の登録促進に向けた周知が必要



《取組の方向性》

i 認知症の人を見守るまちづくりの推進

- 「認知症サポーターがいるお店」の取組をさらに周知していくとともに、チームオレソジの設置や、生活支援体制整備事業とも連携しながら、地域のニーズを把握したうえで活動内容を検討していきます。
- 市民や企業が取り組む認知症対策と連携します。

ii 安心して外出できる地域づくりの推進

- 行方不明の可能性のある人について、警察との情報共有や行方不明が発生した際のメール配信を行います。
- 認知症啓発の機会を活用した事業の周知を図り、必要とする人の事前登録を促進します。

iii 若年性認知症に関する理解の促進と相談窓口の啓発

- 若年性認知症についての周知や啓発、相談窓口の周知を行います。

iv 認知症施策推進大綱の施策の推進

- 国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策の推進を行います。

《市民や地域ができること》

- 認知症に対する正しい知識の理解を深め、共生社会の実現を努めましょう。

重点施策4. 介護人材の確保・育成及び介護現場の生産性の向上の推進

《施策の進捗を測る指標》

	単位	令和5年実績	令和8年目標
人材確保ができていない事業所の割合(概ねできていない含む)	%	62.5	

《施策に関する主な課題と取組の方向性》

① 介護を支える人材の育成・支援

《主な課題》

- 事業所調査では介護人材が『確保できていない(「確保できていない」「あまり確保できていない」の合計)』が3割以上
- 事業所調査では離職者の平均勤続年数は、1～4年が58%であり、離職理由は、「体力・体調面の問題」や「職場の人間関係」が多く、介護の職場の負担軽減の検討や、定着しやすい職場環境の工夫が必要
- 事業所調査では介護人材が不足している理由について、「募集しても応募がない」が9割となっており、人材不足を解消するために必要な取組として、「介護職のイメージアップ」が必要
- 85歳以上の高齢者の増加が見込まれる中で、要介護認定者の増加によるサービス利用ニーズの増大が予測されるため、介護人材のさらなる確保・育成が必要

《取組の方向性》

i 家族の介護離職を減らす取組の推進

- 家庭で介護を抱え込むことによる介護離職やヤングケアラーなどへの介護負担を防ぐため、介護に関する相談窓口の周知や、介護保険サービスの利用に関する周知により適切な支援につなげます。
- 企業における介護休暇制度の普及や利用促進などに向けた周知・啓発を行います。

ii 介護人材の確保のための支援

- 介護職員初任者研修や介護支援専門員実務研修に対する支援など、研修参加を促進します。
- 介護人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人介護人材の確保及び定着に向けた取組を事業所と連携し検討していきます。

iii 介護保険事業者協議会との連携

- 介護保険事業者協議会と連携し、市内の介護保険サービス事業所などの人材確保・定着につながる取組について、ともに検討し支援を行います。

《取組の方向性》

iv 介護現場の生産性の向上

- 指定や更新等の申請について、デジタル化などによる文書負担軽減に向けて取り組みます。
- 事業所と連携しながら、「やりがい」を感じられるように介護サービスの質の向上や、ハラスメント防止対策を含めた働きやすい環境づくりによる離職防止への支援を行います。

《市民や地域ができること》

- 介護に関する様々な研修会などに積極的に参加しましょう。
- 地域は介護の人材不足に関心を持ち、介護に関する人材確保についての研修会や人材募集の情報の周知を行い、関係機関などと連携しましょう。

基本施策

基本施策 1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進

《施策の進捗を測る指標》

	単位	令和5年実績	令和8年目標

《施策に関する主な課題と取組の方向性》

① 生きがいサービスと居場所づくりの推進

《主な課題》

- サロンなどの活動を継続するにあたり、運営に携わるスタッフが必要
- 地域の自治会役員や民生委員、近隣の NPO による支援や、参加者の中から運営スタッフとして活動できる人の創出に向けた育成が必要

《取組の方向性》

i 人と人がつながりあえる地域の推進

- 地域に応じた安心応援ハウス等のサロン開設を目指すとともに、各地域のサロン間での事例の共有や、あらゆる機会を通じた参加の呼び掛け、さらなる活動促進のためのサロンに対する支援方法の検討など、参加しやすい高齢者の居場所づくりを推進します。

ii サロンスタッフ交流会の開催とボランティアスタッフの養成

- サロンスタッフ交流会やボランティアスタッフの養成講座の開催など、サロン活動の充実を図るための取組を行うとともに、地域まちづくり協議会との連携についても強化します。

② 社会活動への参加促進

《主な課題》

- 地域支えあい推進員を中心として地域でつくり上げた生活支援を継続するための担い手の養成・育成が必要
- 様々な団体活動の生きがいづくりを通じ、ボランティアや地域の担い手の創出が必要
- 老人クラブ連合会の会員が減少しているとともに、市としての関わりも補助金支援などに限定されており、活動の活性化が図られていない

《取組の方向性》

i 生活支援サービスの担い手の養成

- 「移動支援」「買い物支援」「見守り支援」などの生活支援サービスが充実した地域とするための一つとして、担い手育成を第2層地域支えあい推進員を中心に実施できるよう、関係機関や団体に働きかけます。

ii 学びの場づくり・活動支援

- 学びの場を通じたボランティア活動などの担い手確保に向け、様々な団体や地域支えあい推進員の顔つなぎの場づくり、住民に対する地域支えあい活動についての研修やホームページ等を活用した啓発を図ります。

iii 老人クラブ活動の支援

- 老人クラブの活動を支援するとともに、会員数の減少への対策など、老人クラブ連合会の事務局と連携しながら、ともに支援のあり方を検討します。

iv シルバー人材センターとの連携

- シルバー人材センターへの市業務の発注などにより、高齢者の就労機会の確保につなげます。

《市民や地域ができること》

- 日頃から一人ひとりができることに取り組むことで、地域のつながりの強化につなげましょう。

基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進

《施策の進捗を測る指標》

	単位	令和5年実績	令和8年目標

《施策に関する主な課題と取組の方向性》

① 健康づくりと介護予防事業の一体的な実施の推進

《主な課題》

- フレイル予防の啓発や健康づくり等に関する活動支援について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、出前講座等の依頼が減少し、新規団体や新規参加者が少ない。
- フレイル質問票による健康状態把握後の健康づくり・介護予防を行う受け皿（社会資源）が少ない。
- 身近な日常生活圏域で住民主体による通いの場を開催できる体制づくりが必要
- 地域住民主体の「いきいき百歳体操」等の活動について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動休止、終了する団体が出てきている。

《取組の方向性》

i 健康相談事業

- 地域の集まりの場における出前健康講座などを通じた健康相談を実施し、地域包括支援センターとの連携により、開催回数の増加に充実に努めます。

ii 介護予防把握事業

- 健康診断や医療機関未受診、介護保険の認定なしの健康状態不明者に対し訪問を行うなど、保健事業と介護予防の一体的実施として実態把握を行います。

iii 介護予防普及啓発事業「出前健康講座」

- 地域の集まりの場からの依頼を受け、専門職等を派遣し、高齢者のフレイル予防に向けた健康講座を開催します。
- 地域包括支援センターとの連携により、参加者や新規団体の増加に努めるとともに、外部講師等の活用や、講座内容の見直し、講座項目の増加に取り組みます。

iv 地域介護予防活動支援事業

- 地域住民主体の「いきいき百歳体操」等の活動支援、フレイルサポーター養成講座、ステップアップ講座を行い、地域支えあい推進員との連携を含め、地域での活動継続の支援を行います。

② 自立支援の推進

《主な課題》

- 地域リハビリテーション活動支援事業の推進に向けて、市内に勤務するリハビリテーション専門職種とのさらなる連携が必要
- 自立支援型地域ケア会議において、個別課題解決機能が主となっており、自立支援に向けた地域課題の抽出検討までには至っていない。



《取組の方向性》

i 地域リハビリテーション活動の支援

- 自立支援型地域ケア会議において、リハビリテーション専門職が関わりを持つとともに、リハビリテーションを提供する事業所における給付状況やサービス提供実績を把握し、各専門職と連携しながら地域リハビリテーション活動の促進を図ります。

ii 自立支援のケアマネジメント方針の周知

- 利用者本人の自己決定を尊重するため、本人の希望する生活の意向を踏まえたケアプランの作成などを行う自立支援のケアマネジメント方針について周知を図ります。

《市民や地域ができること》

- 適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙などに加えて地域との交流や様々な活動への参加など、積極的につながりをつくる事が、心身の健康に効果があります。
- 人や地域や社会での学習の場やサークル活動などに、自分と仲間で積極的に参加しましょう。
- 地域は、地域のソーシャルキャピタルを高め、地域とのつながりづくりに向けた支援メニューを提供しましょう。

基本施策3. 緊急時・災害時等に係る体制整備

《施策の進捗を測る指標》

	単位	令和5年実績	令和8年目標

《施策に関する主な課題と取組の方向性》

① 緊急時・災害時の支援対策の強化

《主な課題》

- 地域に応じた見守り体制が構築されていく中で、緊急時・災害時の見守りについて、地域に応じた支援体制の検討・強化が必要
- 独居高齢者や高齢者世帯などが緊急時などに地域の実情に応じて、高齢者24時間対応型安心システムなどを活用しながら安心して地域で生活できる体制が必要
- 関係機関と連携し、避難行動要支援者などの支援を必要とする人の把握が必要
- 福祉避難所に指定された事業所と災害時に連携がとれる体制づくりが必要

《取組の方向性》

i 安心して地域で生活ができる体制づくり

- ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみで暮らしている人が緊急時などでも地域の実情に応じて、安心して生活できるように、24時間対応型安心応援システムについて情報提供するとともに、自治会等や地域まちづくり協議会等と連携しながら安心して地域で生活できる体制を推進します。

ii 重度要介護者の避難行動要支援者名簿の作成

- 避難行動要支援者の対象者の把握と名簿への登録促進、区・自治会や民生委員などとの連携による個別支援プランの作成と名簿やプランの支援者間での共有を図ります。

iii 福祉避難所の利用調整

- 災害時に支援を必要とする高齢者等が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定を進めるとともに、指定された事業所とともにを行う避難所開設の訓練を検討します。

iv 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

- 介護保険サービス事業所における業務改善計画（BCP）策定の義務化について指導します。

② 災害時や感染症に対する体制整備の推進

《主な課題》

- 災害時など事業所が困難な状態にある場合、ネットワークや関係機関との連携が災害時による対応可能か検証が必要
- 新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所間の応援事業（B-ICAT）において、甲賀市・湖南市の介護保険事業者協議会では応援可能な事業所の登録数が少なかつた
- 新型コロナウイルス感染症発生時に地域で開催する高齢者中心の通いの場等の縮小や活動中止がみられ、安全かつ適切な開催方法などの正しい知識の普及が必要

《取組の方向性》

i サービス提供者間の互助体制の整備・充実

- 災害や感染症等による、サービスの提供の滞りを防ぎ、迅速に対応するため、会議等を通じて、関係機関と検証する機会を図ります。

ii 感染症などが発生した時の介護関連施設・事業所間の応援事業

- 新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所間の応援事業（B-ICAT）について、県の事業継続の有無に応じ、介護保険事業者協議会と協議します。

iii 市民や事業者に対する啓発

- 湖南市介護保険事業者協議会を通じて、感染症対策研修の開催や、災害時対策の実態や課題の把握を行います。
- 感染症や災害対策について正しい知識が持てるよう、事業者向けや、市民への啓発機会を設けるとともに、チラシやホームページを活用し、啓発を図ります。

《市民や地域ができること》

- 災害時などに一番助けとなるのは、近くの住民であり、日頃から近所の人たちとのコミュニケーションに努め、地域のつながりをつくりましょう。
- 市が災害の状況に応じて開設する「指定避難所」や避難者の状況に応じて福祉施設などに開設する「福祉避難所」について確認しましょう。
- 地域では、要配慮者の方の日頃の見守りを通じて、地域のおける支え合いの関係づくりを進めましょう。
- 地域の実情にあわせて、地域で協働して防災訓練などにも取り組みましょう。

基本施策 4. 高齢者虐待防止対策の推進

＜施策の進捗を測る指標＞

	単位	令和5年実績	令和8年目標

＜施策に関する主な課題と取組の方向性＞

① 権利擁護、虐待予防のための啓発

＜主な課題＞

- 高齢者虐待に関する通告がさらに発信しやすくなるよう、理解の促進と啓発を図るとともに、出前講座などを含めた周知に向けた伝達方法の検討が必要

＜取組の方向性＞

i バンフレット、チラシ、ホームページ等による相談窓口の周知

- 関係機関にチラシを設置したり、ホームページによる啓発及び市広報誌で年1回の虐待予防の記事を掲載するなど、各媒体において窓口を周知します。

ii 講座等による啓発活動の推進

- 出前講座に必要な人員を確保するとともに、各地域包括支援センターにおける市民啓発の効果的な方法について検討します。

② 迅速で適切な虐待対応

＜主な課題＞

- 事業所連絡会議等における継続的な研修実施が必要
- 養護者に障がい特性があるなど、ヤングケアラー・家庭内で多くの問題を抱えるケースが増えており、多機関と連携が必要

＜取組の方向性＞

i ケアマネジャー等関係者への虐待対応の周知に関する研修会の実施

- ケアマネジャーに対し、虐待対応の研修等を実施します。
- 虐待防止対策について、PDCAサイクルを活用して取り組む重要性を周知します。
- 早期から虐待防止のための方策を講じ、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても活用することを周知し、虐待防止対策を推進します。

《取組の方向性》

ii 虐待終結に向けた適切な対応

- マニュアルに沿った対応や虐待対応支援ネットの活用による虐待終結に向けた支援の実施や、その評価を行うため、地域包括支援センター職員の資質向上及び専門職の確保に努めます。

iii 適正なサービス利用の促進による介護負担の軽減

- 関係機関が連携し、養護者の介護負担軽減に向けた支援を展開するとともに、ヤングケアラーなどを含む多問題ケースについては組織を横断した支援のあり方を検討します。

③ 権利擁護のための関係機関との連携強化

《主な課題》

- さらなる権利擁護支援に向けて、関係機関等がそれぞれの役割を認識した支援に取り組むことが必要
- 地域包括支援センターと権利擁護支援センター（ぱんじー）で適切に権利擁護支援ができていないか検討が必要
- 複合的な課題を抱える家族全体を支援していくため、子ども・困窮・障がい・介護などの分野横断的な支援が必要

《取組の方向性》

i 虐待支援ネット等の活用及び医療機関・警察等との関係づくり

- 虐待支援ネットの弁護士・社会福祉士と相談しながら、高齢者虐待防止対策推進協議会において、各役割の共通認識を深めるとともに、医療機関や警察等とのネットワークを構築します。

ii 虐待防止等連携協議会の設置・運営

- 高齢者虐待防止対策推進協議会において、通告のあった全ケースについて検証するとともに、支援機関の役割を明確にしつつ、対応の改善に努めます。

iii 権利擁護支援センター（ぱんじー）等関係機関との連携

- 権利擁護支援センター（ぱんじー）主催のなんでも相談会に相談者として参画するなど、連携を図るとともに、地域包括支援センターとの連携について検討します。

iv 成年後見制度の利用の促進

- 必要とする人が適切な支援につながるよう、権利擁護支援センター（ぱんじー）と地域包括支援センターが連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。

《市民や地域ができること》

- 権利擁護に関する研修に参加しましょう。
- 虐待を未然に防ぐために、介護者などの悩みの相談にのり、必要時は地域包括支援センター等適切な窓口につなげましょう。

基本施策5. 医療と介護の連携

＜施策の進捗を測る指標＞

	単位	令和5年実績	令和8年目標

＜施策に関する主な課題と取組の方向性＞

① 連携の課題抽出と対応の協議

＜主な課題＞

- 入院期間の短縮や終末期の在宅療養などによる、医療依存度が高い患者の在宅療養では、かかりつけ医・訪問看護師の負担が増加している。
- 訪問看護、訪問介護、薬剤師情報交換会の参加者増加が必要
- 訪問歯科医師や歯科衛生士の連携の強化が必要

＜取組の方向性＞

i 地域の医療・介護資源の把握と活用

- 県のデータを基に湖南省の地域特性に応じた在宅医療・介護ニーズ（需給量等）を分析し、課題の抽出や方向性の検討を行います。

ii 在宅医療・介護連携の課題抽出

- 「在宅看取り」が安心して実施できる体制を目指し、各職種会議の活用や、歯科医師、歯科衛生士を含めた専門職の連携により医療と介護にまたがる課題を抽出します。

iii 切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- 入退院時や急変時に活用できる支援ルールの改善や、病院との連携構築に向けた事例検討会や情報交換会を県と共に行います。

② 医療と介護の連携拠点の充実

＜主な課題＞

- 終末期患者の訪問診療継続のため、市外や甲賀圏域外の病院・診療所との連携が必要
- コロナ禍において、カンファレンスが開催されず退院調整に苦慮するケースや、介護支援専門員や家族が面会できず、退院時に必要な介護状況が把握しにくい。

＜取組の方向性＞

i 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実

- 地域包括支援センターの総合相談として、在宅医療・介護に関する相談支援体制を検討します。

③ 在宅医療・介護の啓発

《主な課題》

- 甲賀圏域では「びわ湖あさがおネット」の利用率が低く、利用促進に向け、医師会と連携した検討が必要
- 最後まで自分らしく生きるために、在宅看取りやアドバンスケアプランニング（ACP）について考えるための市民啓発が必要

《取組の方向性》

i 地域住民への普及啓発

- 市民に向けて在宅看取り等の周知として講座や、パンフレットの配布、ホームページを作成します。
- 県病院協会ならびに医師会が取り組む「びわ湖あさがおネット」普及に向け関係機関への周知、登録に向けた研修会の開催、医師会との連携による活用方法の検討を行います。

④ 多職種・多機関との連携推進

《主な課題》

- 医療と介護に関わる職種を超えた横のつながりができる場づくりが必要
- 市外や甲賀圏域以外の医療機関に受診する人が多く、複数の医療機関との連携や調整が必要

《取組の方向性》

i 医療・介護関係者の情報共有の支援

- 医療情報等の情報が共有できる「びわ湖あさがおネット」への情報登録及び利用の促進を図ります。

ii 多職種研修の実施

- 多職種での協議を行うにあたり、各職種の情報交換会の合同開催など既存の場を活用して実施します。
- 介護職種の連携状況の現状把握や、研修会の開催について、既存の介護保険事業者協議会などの場を活用します。

基本施策6. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備

《施策の進捗を測る指標》

	単位	令和5年実績	令和8年目標

《施策に関する主な課題と取組の方向性》

① 在宅生活を支えるための介護サービスの整備

《主な課題》

- 介護予防・日常生活支援総合事業について、給付費の伸びが大きい一方、住民主体による事業は実施できていない。
- 小規模多機能型居宅介護事業所の公募への応募がなく、整備できていない。
- 在宅介護の負担による介護離職がみられる。

《取組の方向性》

i 介護予防・日常生活支援総合事業

- 訪問型・通所型サービスについて、事業所におけるサービス提供と合わせ、地域でのインフォーマルなサービスの動向を踏まえ、住民主体によるサービスの実施について検討します。
- 訪問型短期集中予防サービス事業について、対象者の把握と事業の周知、関係機関との連携により、参加者の増加を図ります。

ii 介護保険サービス

- 既存の資源を組み合わせた複合型サービスの実施や、居宅介護支援事業所などの増加による居宅サービスの充実を図ります。

② 介護保険施設サービス利用の適正化

《主な課題》

- 要介護1、2の特例入所について、公平公正な判断がされているか、専門職の同行などが必要

《取組の方向性》

i 特例入所の適切な入所判定

- 要介護1、2の対象者の入所について、専門職による公平公正な判断に基づく、適正な利用を促進します。

③ サービスの質の向上

《主な課題》

- 外部評価のため費用が発生するが、事業所における第三者評価の取組が必要
- コロナ禍の影響で介護相談員が一年以上訪問できていない施設がある。
- 介護保険事業者協議会の研修会では、介護職の関心を得ることができやすく、多くの参加が見込まれるテーマの設定が必要

《取組の方向性》

i 自己評価と第三者評価の推進

- サービスの質の向上を図るため、事業所に対し、第三者評価を積極的に取り入れてもらえるよう、必要性の周知や実施のための支援を行います。

ii 介護相談員設置事業の実施

- サービス提供の現場を訪れ、利用者や家族の声を聞き、サービス利用者・サービス提供者・行政機関の橋渡し役となる介護相談員の設置を継続して行います。

iii 介護保険事業者協議会などとの連携

- 市内介護保険事業者からなる介護保険事業者協議会（ほほえみねっと）や介護相談員と連携しながら事業所のサービスの質の向上を支援します。

④ 介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援

《主な課題》

- 交通手段の確保やニーズに合わせた内容での開催などによる家族介護者交流事業への参加促進が必要

《取組の方向性》

i 家族介護者交流事業

- 介護者相互の交流や介護者のリフレッシュを目的として、地域包括支援センターが日常生活圏域ごとのニーズに合わせた交流事業を行います。

ii 在宅寝たきり老人等介護奨励金の支給

- 寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族を支援するため、奨励金を支給します。
- 必要とする人が制度を利用できるよう、対象者や事業内容について周知を図ります。

iii ヤングケアラーの実態把握と支援

- 事業所や学校、医療機関など関係機関との連携により、子ども・若者がヤングケアラーとなっている家庭の実態把握に努めるとともに、適切な支援につなげます。

⑤ 多様な住まいや交通環境の確保

《主な課題》

- 高齢者の住まいの確保に関する問題について、関係機関との連携ができていない
- 市民から移動支援についての要望が多く、市の公共交通や住民ボランティア運営による移動支援についての検討や課題の整理が必要

《取組の方向性》

i 多様な住まい方を支える支援

- 住まい・生活支援に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携し高齢者等の入居の支援を行います。

ii 高齢者にやさしい交通環境の確保

- 各地区で行われている住民主体の移動サービスを支援するとともに、公共交通機関との役割分担やボランティアの確保など、高齢者が利用しやすい交通環境の整備に向けて関係機関と協議します。

基本施策7. 介護保険事業の円滑な運営

《施策の進捗を測る指標》

	単位	令和5年実績	令和8年目標

《施策に関する主な課題と取組の方向性》

① 介護認定の適正化

《主な課題》

- 要介護認定者の増加などにより、認定調査員同士の相互確認の時間がとりにくい。
- 認定調査員研修会への参加しやすさの向上が必要
- 今後も、合議体間で審議に偏りが出ないように、全体会において審査状況などの情報共有を図ることが必要

《取組の方向性》

i 専門職による認定調査内容の点検

- 専門資格を持つ職員が調査員の作成した認定調査票の内容を点検し、また調査員同士で相互に確認し判断基準の平準化に努めます。
- 調査員内容の点検のための時間がとれるよう、調査時にタブレットを活用し介護認定調査の効率化を行います。

ii 調査員研修会の実施

- 認定調査員の研修会参加（オンラインを含む）を促すとともに、意見交換や情報共有を図るなど、調査員のスキルアップによる質の確保に努めます。

iii 合議体間の平準化

- 合議体間で公正公平な要介護認定の審査・判定が行われるよう、新任委員への研修受講の義務づけや、認定調査関連情報を提供します。また年1回の介護認定審査会の全体会で審査状況について報告し合議体間で情報共有を行います。
- 介護保険認定審査委員が審査を行いやすくするために、ハイブリット審査会を実施し、申請から審査にかかる日数の短縮に努めます。

② 給付の適正化の推進

《主な課題》

- サービスの必要性や内容を理解した上で、適正なサービス利用、提供を促進していくことが必要

《取組の方向性》

i 事業者実地調査の実施

- 国保連合会からのケアプラン分析データを踏まえ、サービスの偏りや同一事業所のサービスに集中していないか等を確認し、適切なケアプランの作成を促します。
- 国保連合会システムによるデータなどを活用し、不適切なサービス利用などをなくすことで、介護給付の適正化につなげます。

ii 住宅改修・福祉用具の事前申請の適正化

- 住宅改修の事前申請に対して申請者の状況を把握しながら、必要時は訪問し、点検を行い、適切な利用を促進します。

③ ケアマネジメントの適正化

《主な課題》

- 個別地域ケア会議について、自立支援に向けた助言指導の場としての役割を担っているが、自主的な事例提供に結びつきにくい。
- 介護支援専門員の資質向上に向けた支援が必要

《取組の方向性》

i ケアプランの点検

- 定期的に国保連合会から提供されるデータを確認しケアプランの点検を行い、必要時は介護支援専門員に聞き取りを行います。
- ケアマネジャー会議などで点検状況について報告を行い、介護サービスの適正化につなげます。

ii 地域ケア会議におけるケアマネジメントの支援

- 個別地域ケア会議・自立支援型地域ケア会議において、支援困難事例や地域課題を検討し、自立支援に向けた適正なケアプランの作成を推進します。

iii 例外利用検討会議の実施

- 例外的な介護サービスの利用について、ケースの状況に応じて自立支援に向けた支援のあり方を検討し、過不足のない介護サービスの適正化を推進します。

④ 介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営

《主な課題》

- 地域包括支援センター等において、介護予防基本チェックリストを活用した総合事業対象者を把握しているが、対象者が少なく事業につながりにくい。
- 住民主体の通いの場について、地域の実情を踏まえて関係機関と連携し、支援していくことが必要

《取組の方向性》

i チェックリストの活用推進

- 介護予防・フレイル予防の観点から窓口において相談者に対し、基本チェックリスト、フレイル質問票を実施し、総合事業対象者を把握します。

ii 総合事業の啓発と周知

- 出前健康講座のほか、地域包括支援センターや保健センターの窓口などにおいて、総合事業の周知を進めます。

⑤ 受給者の理解の促進

《主な課題》

- 適切なサービス利用などにつながるよう、高齢者への介護保険制度に関する周知が必要

《取組の方向性》

i 介護保険制度の正しい理解の促進

- 65歳到達や転入時、保険証に小冊子等の制度周知に関する同封物を封入し介護保険制度の周知を行います。
- 介護認定申請時に、適切なサービス利用についてなど、介護保険制度の周知を行います。

⑥ 適正な財政運営の推進

《主な課題》

- 滞納の改善を図るため、課税世帯に対する納付交渉等の推進が必要

《取組の方向性》

i 収入に応じたきめ細やかな負担額の設定

- 収入に応じたきめ細かい段階による保険料設定を図り、低所得者負担軽減を図ります。

ii 適正な債務管理事務の執行

- 滞納者に対する納付交渉や差し押さえを実施するなど、徴収率の向上を図ります。

⑦ 計画の進捗管理と評価

《主な課題》

- 取組の評価がしやすい指標となるよう見直しが必要
- PDCAサイクルによる事業の進捗管理を保険者機能強化推進交付金の評価項目と並行しながら改善していくことが必要

《取組の方向性》

i 目標・達成度の評価・点検

- 個別の事業について、実績を踏まえながら1年ごとのPDCAサイクルに基づく評価・検証を行います。

ii 介護保険運営協議会への報告と検証

- 介護保険事業の実施状況の評価・検証結果について、介護保険運営協議会に報告し、進捗管理と適切な保険者機能強化推進交付金の獲得、事業の改善を行います。

iii 庁内連携の推進

- 関連計画との整合性を確認しながら、必要に応じて庁内の関係機関との連携した取組を行います。

施策一覧

重点施策1. 支えあいの地域づくり

事業	個別事業
①多様な主体による生活支援サービスの創出	i 地域支えあい推進員の活動の深化
	ii 地域支えあい推進会議の充実
	iii 生活圏域ごとの生活支援体制づくり(生活支援体制整備事業)
	iv 生活圏域ごとの課題に応じた事業の推進
②生活支援サービスの充実	i 様々な生活支援サービスなどを通じた高齢者の見守り
	ii 市民等が担い手となる新たな生活支援サービスの検討

重点施策2. 地域包括ケアシステムの深化・推進

事業	個別事業
①地域包括支援センターの体制整備	i 日常生活圏域ごとの地域包括支援センターの周知
	ii 地域包括支援センター運営のための専門職の計画的な確保
	iii 専門職の研修会の積極的な受講
②地域包括支援センター業務の着実な執行	i 総合相談事業の充実
	ii 介護予防ケアマネジメントの推進
	iii 包括的・継続的マネジメント支援
	iv 生活圏域ごとの地域ケア会議の推進
	v 介護予防事業の推進
	vi 生活支援サービスの体制整備
	vii 認知症施策の推進
	viii 高齢者虐待防止対策の推進
	ix 在宅医療・介護の連携の推進
③地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検	i PDCAサイクルによる事業評価の実施
	ii 地域包括支援センター運営協議会への報告と検証

重点施策3. 総合的な認知症ケアの体制づくり

事業	個別事業
①認知症の正しい知識の普及啓発	i 認知症の理解の啓発と幅広い認知症サポーターの養成
	ii 市民や企業等への学びの場づくり
	iii 認知症ケアパスの普及・啓発
	iv 本人ミーティングの実施による認知症の人が自分の言葉で語る機会の創出
②予防と早期対応の仕組づくり	i 認知症初期集中支援チームの活動の推進
	ii 専門医療機関、サポート医、かかりつけ医との連携
	iii 認知症予防への取組
③認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進	i 認知症の人を見守るまちづくりの推進
	ii 安心して外出できる地域づくりの推進
	iii 若年性認知症に関する理解の促進と相談窓口の設置
	iv 認知症施策推進大綱の施策の推進

重点施策4. 介護人材の確保・育成及び介護現場の生産性の向上の推進

事業	個別事業
①介護を支える人材の育成・支援	i 家族の介護離職を減らす取組の推進
	ii 介護人材の確保のための支援
	iii 介護保険事業者協議会との連携
	iv 介護現場の生産性の向上

基本目標1 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策1. 生きがいづくりと社会参加活動の促進

事業	個別事業
①生きがいサービスと居場所づくりの推進	i 人と人がつながりあえる地域の推進
	ii サロンスタッフ交流会の開催とボランティアスタッフの養成
②社会活動への参加促進	i 生活支援サービスの担い手の養成
	ii 学びの場づくり・活動支援
	iii 老人クラブ活動の支援
	iv シルバー人材センターとの連携

基本施策2. 健康づくりと介護予防、自立支援の推進

事業	個別事業
①健康づくりと介護予防事業の一体的実施の推進	i 健康相談事業
	ii 介護予防把握事業
	iii 介護予防普及啓発事業「出前健康講座」
	iv 地域介護予防活動支援事業
②自立支援の推進	i 地域リハビリテーション活動の支援
	ii 自立支援のケアマネジメント方針の周知

基本目標2 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策3. 緊急時・災害時等に係る体制整備

事業	個別事業
①緊急時・災害時の支援対策の強化	i 安心して地域で生活できる体制づくり
	ii 重度要介護者の避難行動要支援者名簿の作成
	iii 福祉避難所の利用調整
	iv 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
②災害時や感染症に対する体制整備の推進	i サービス提供者間の互助体制の整備・充実
	ii 感染症などが発生した時の介護関連施設・事業所間の応援事業
	iii 市民や事業者に対する啓発

基本施策4. 高齢者虐待防止対策の推進

事業	個別事業
①権利擁護、虐待予防のための啓発	i パンフレット、チラシ、ホームページ等による相談窓口の周知
	ii 講座等による啓発活動の推進
②迅速で適切な虐待対応	i ケアマネジャー等関係者への虐待対応の周知に関する研修会の実施
	ii 虐待終結に向けた適切な対応
	iii 適正なサービス利用の促進による介護負担の軽減
③権利擁護のための関係機関との連携強化	i 虐待支援ネット等の活用及び医療機関・警察等との関係づくり
	ii 虐待防止等連携協議会の設置・運営
	iii 権利擁護支援センター(ばんじー)等関係機関との連携
	iv 成年後見制度の利用の促進

基本施策5. 医療と介護の連携

事業	個別事業
①連携の課題抽出と対応の協議	i 地域の医療・介護資源の把握と活用
	ii 在宅医療・介護連携の課題の抽出
	iii 切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
②医療と介護の連携拠点の充実	i 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実
③在宅医療・介護の啓発	i 地域住民への普及啓発
④多職種・多機関との連携推進	i 医療・介護関係者の情報共有の支援
	ii 多職種研修の実施

基本目標3 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策6. 介護保険サービスや住まい等の基盤整備

事業	個別事業
①在宅生活を支えるための介護サービスの整備	i 介護予防・日常生活支援総合事業
	ii 介護保険サービス
②介護保険施設サービス利用の適正化	i 特例入所の適切な入所判定
	ii 自己評価と第三者評価の推進
③サービスの質の向上	ii 介護相談員設置事業の実施
	iii 介護保険事業者協議会などとの連携
	i 家族介護者交流事業
④介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援	ii 在宅寝たきり老人等介護激励金の支給
	iii ヤングケアラーの実態把握と支援
	i 多様な住まい方を支える支援
⑤多様な住まいや交通環境の確保	ii 高齢者にやさしい交通環境の確保

基本施策7. 介護保険事業の円滑な運営

事業	個別事業
①介護認定の適正化	i 専門職による認定調査内容の点検
	ii 調査員研修会の実施
	iii 合議体間の平準化
②給付の適正化の推進	i 事業者実地調査の実施
	ii 住宅改修・福祉用具の事前申請の適正化
③ケアマネジメントの適正化	i ケアプランの点検
	ii 地域ケア会議におけるケアマネジメントの支援
	iii 例外利用検討会議の実施
④介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営	i チェックリストの活用推進
	ii 総合事業の啓発と周知
⑤受給者の理解の促進	i 介護保険制度の正しい理解の促進
⑥適正な財政運営の推進	i 収入に応じたきめ細やかな負担額の設定
	ii 適正な債権管理事務の執行
⑦計画の進捗管理と評価	i 目標・達成度の評価・点検
	ii 介護保険運営協議会への報告と検証
	iii 庁内連携の推進

第 5 章 介護保険事業の見通し

1 保険料算定の手順

地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用い、以下の手順によりサービス利用量、介護保険料の算定を行います。

第 1 号被保険者数、第 2 号被保険者数の推計

住民基本台帳の実績を用いたコーホート変化率法による性別、年齢別の将来

要介護認定者数の推計

性別、年齢別〔要支援・要介護認定者数÷実績人口〕×（推計被保険者数）

施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護保険 3 施設＋地域密着型施設サービス＋居住系サービスの利用者数見込み

居宅介護サービス利用者数の推計

要介護認定者数－施設・居住系サービス利用者数×各居宅サービス受給率

総給付費の推計

サービス別・要介護度別一人あたり給付額
×居宅介護サービス・施設・居住系サービス利用者数推計

第 1 号被保険者保険料額の設定

総給付費＋高額介護サービス費等＋地域支援事業費
×第 1 号被保険者負担分＋調整交付金相当額－調整交付金見込み額－準備基金
取崩予定額

2 被保険者数・認定者の推計

(1)被保険者数の推計

(2)要支援・要介護認定者数の推計

3 サービス基盤整備方針

4 施設・居住系サービス利用者の推計

4-1 居住系サービスの見込み

(1)特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

(2)認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(3)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

4-2 施設サービスの見込み

(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(2)介護老人保健施設

(3)介護療養型医療施設

(4)介護医療院

5 居宅サービス利用者数の推計

5-1 居宅サービスの見込み

(1)訪問介護

(2)訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

(3)訪問看護・介護予防訪問看護

(4)訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

(5)居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(6)通所介護

(7)通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

(8)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(9)短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

(10)福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

(11)特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

(12)住宅改修・介護予防住宅改修

(13)居宅介護支援・介護予防支援

5-2 地域密着型サービスの見込み

- (1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護**
- (2)認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護**
- (3)小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護**
- (4)地域密着型通所介護**

6 地域支援事業利用者数の推計

6-1 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

- (1)訪問型サービス**
- (2)通所型サービス**

7 介護保険給付費などの見込み

7-1 在宅サービス給付費の見込み

7-2 施設・居住系サービス給付費の見込み

7-3 総給付費及び標準給付費の見込み

7-4 地域支援事業費

8 第1号被保険者の介護保険料

8-1 保険料算定の手順と財源構成

- (1)保険料算定の手順**
- (2)財源構成**

8-2 保険料算定に必要な数値

- (1)予定保険料収納率**
- (2)保険料収納必要額等**

8-3 保険料の段階設定